
令和 2 年度事業計画書

社会福祉法人高知県社会福祉協議会

基本理念 「誰もが安心して心豊かに暮らせる、元気で魅力ある地域づくりの推進
～一人ひとりの顔が見え、つながりが感じられる地域づくり～」

令和2年度事業計画の策定に当たって

◇「高知県地域福祉活動支援計画」に基づく事業の推進

令和2年度（2020年）は、平成30年度から2年間をかけて策定を進めてきた、本会としての中長期的な地域福祉の推進に係るビジョンである「高知県地域福祉活動支援計画（計画期間は2020－2023年度）」の取組1年目となります。

「本計画の策定の目的」は、変化する地域社会の状況に対応し、「地域共生社会」の実現に向けた取組を進め、地域で誰もが安心して暮らせるための持続可能な地域づくりを進めることです。

そのために、目指す地域福祉の姿を「見える化」し、市町村社会福祉協議会や社会福祉法人、民生委員・児童委員、ボランティア・NPOなどとその方向性を共有し、本会と関係団体・機関との一層の連携・協働を強め、高知県が策定する第3期高知県地域福祉支援計画と一体的に取り組むことで、市町村と市町村社協への支援を効果的に行うことです。

本計画では、地域住民が地域の課題を「我が事」と捉え、積極的に地域生活課題の解決に参加する地域づくりや、住民と住民、住民と関係機関、関係機関と関係機関などの多様なつながりを活かした取組、住民に身近な地域で、住民や民生委員・児童委員、社協、行政など地域の多様な団体・機関がつながり、地域住民が主体となった地域づくりが進められる「地域福祉の姿」を目指し、地域の実状に応じた仕組みづくりを住民に身近な圏域である小地域、地区から、市町村、地域ブロック、県域といった各階層での取組を計画化しています。

以下の目標と取組の柱を掲げ計画を推進していきます。

〈目標〉

誰もが安心して暮らし続けることができる地域づくりを目指すために、本会は、市町村社会福祉協議会や関係機関・団体との多様なつながりを活かし、地域住民が主体となって持続可能な地域づくりに取り組めるよう、「地域の実状に応じた仕組みづくり」を進めます。

1. 7つの取組の柱による計画の推進

（1）福祉教育の推進

多様な福祉教育の機会を通じて、地域の課題に気づき、我が事としてとらえる人づくり

（2）地域活動の支援

小地域単位で地域の資源を活かし、誰もが役割を持ちながら課題解決を進める地域づくり

（3）総合相談体制づくり

あらゆる地域課題や生活課題を地域で丸ごと受け止め対応するための行政・関係機関との連携強化

（4）権利擁護の推進

行政や専門職、地域住民が連携して進める権利擁護の体制づくり

（5）福祉人材の確保・育成

福祉職場で活躍する人材の確保と質向上

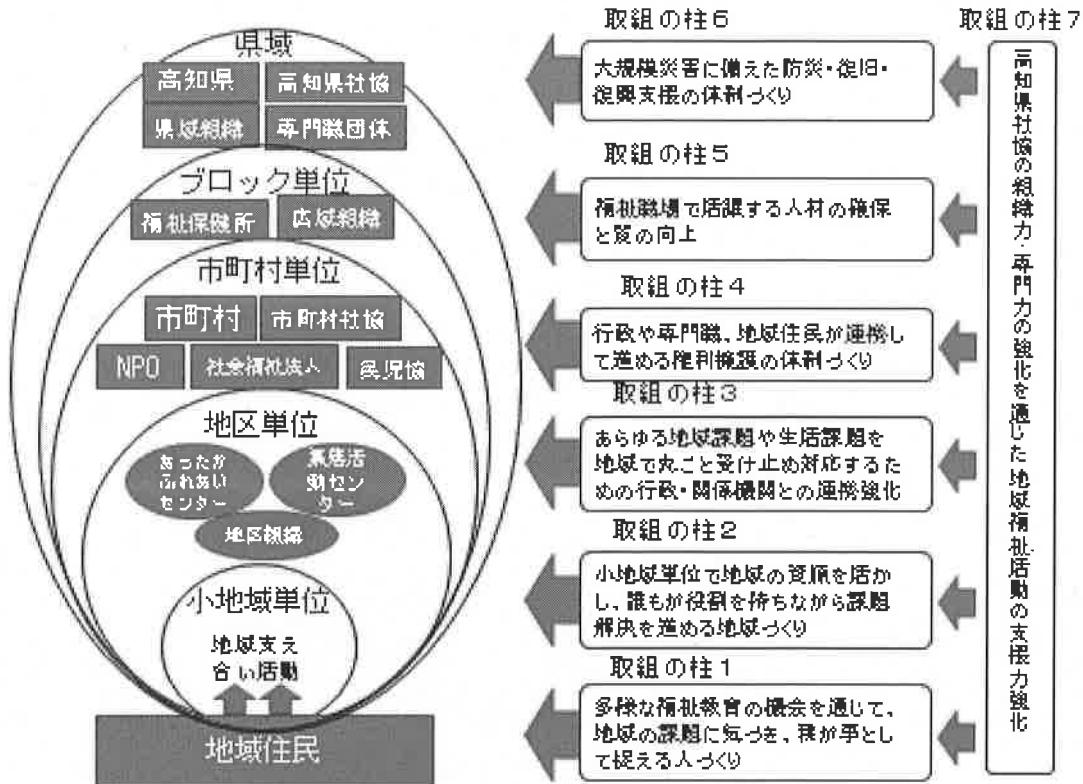
（6）災害時の対応強化

南海トラフ地震等の大規模災害に備えた防災・復旧・復興支援の体制づくり

（7）高知県社会福祉協議会の組織基盤の強化

高知県社会福祉協議会の組織力・専門力の強化を通じた地域福祉活動の支援力強化

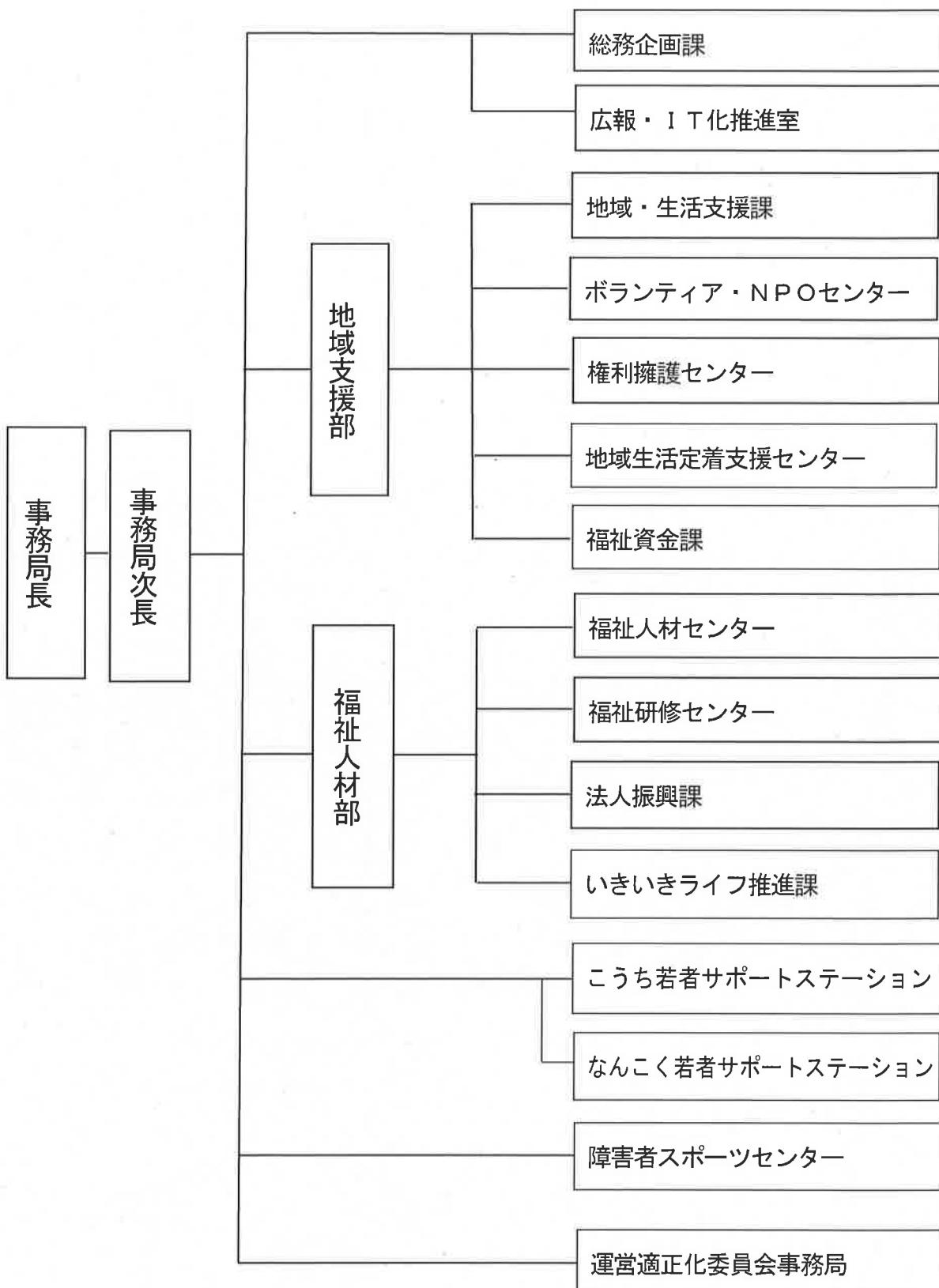
<地域階層と取組の柱>



2. 計画を推進する上での組織体制の見直し

- (1) 地域・生活支援課における地域担当職員制の充実と権利擁護センターとの一体的な取組の推進
計画に位置付けた、福祉教育の推進、地域活動の支援、総合相談体制づくり、権利擁護の推進などを市町村社会福祉協議会等と進めるために、地域担当職員を増員するとともに、地域・生活支援課と権利擁護センターの一体的な推進体制を図り、中核機関の設置や地域連携ネットワークの構築を推進する。
- (2) 法人振興課の設置
社会福祉法人の公益的な取組の推進や大規模災害等に対応するDWATなど、災害福祉支援に関する取組を効果的に推進する。
- (3) 広報・IT化推進室の設置
社会福祉協議会の活動を「見える化」するため、広報の充実を図り、県民や関係機関ごとの属性に応じたタイムリーな情報発信とともに、情報の共有化や業務の効率化を一体的に進める。

令和2年度事務局体制



組織と所管する事業（令和2年度）

(1) 総務企画課 P 1

- ・法人運営事業
- ・社会福祉大会開催事業
- ・生きがい健康づくり基金事業
- ・社会福祉センター管理運営事業
- ・民間社会福祉施設職員退職手当共済事業
- ・福利厚生センター事業
- ・社会福祉協議会活動費事業
- ・運営基金事業
- ・障害者スポーツ振興基金事業
- ・物品等斡旋事業
- ・退職共済事務事業

(2) 広報・IT化推進室 P 5

- ・法人運営事業

1 地域支援部

(1) 地域・生活支援課 P 6

- ・地域福祉推進支援事業
- ・生活支援コーディネーター研修事業
- ・地域福祉活動支援計画策定事業
- ・生活困窮者就労訓練事業所育成事業
- ・日常生活自立支援事業
- ・民生委員児童委員互助共励事業
- ・市町村社協活動支援・助成事業
- ・地域支援専門職養成研修事業
- ・生活困窮者就労準備・家計改善支援事業
- ・生活困窮者支援担当職員研修事業
- ・民生委員児童委員研修事業
- ・福祉活動支援基金事業

(2) ボランティア・NPOセンター P 15

- ・県ボランティアセンター事業
- ・ボランティア情報ネットワーク推進事業
- ・NPO法人設立等支援事業
- ・災害ボランティアセンター等体制強化事業
- ・県NPOセンター事業

(3) 権利擁護センター P 21

- ・高齢者・障害者権利擁護センター事業
- ・子どもの居場所づくり推進事業
- ・児童虐待防止オレンジリボンキャンペーン推進事業
- ・権利擁護推進支援事業

(4) 地域生活定着支援センター P 26

- ・地域生活定着支援センター事業

(5) 福祉資金課 P28

- ・生活福祉資金貸付事業
- ・災害遭児修学支援事業
- ・保育士修学資金等貸付事業
- ・児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業
- ・ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業
- ・臨時特例つなぎ資金貸付事業
- ・介護福祉士修学資金等貸付事業

2 福祉人材部

(1) 福祉人材センター P36

- ・福祉人材センター事業
- ・介護支援専門員実務研修試験事業
- ・保育士人材確保受託事業
- ・介護等体験事業

(2) 福祉研修センター P40

- ・福祉研修センター事業

(3) 法人振興課 P45

- ・社会福祉施設等経営支援事業
- ・災害福祉支援ネットワーク運営事業
- ・福祉サービス第三者評価事業
- ・社会福祉法人公益的取組推進事業
- ・地域密着型サービス事業所外部評価事業

(4) いきいきライフ推進課 P50

- ・生きがい健康づくり推進事業
- ・ふくし交流プラザ指定管理事業 (ふくし交流プラザ管理運営事業、県民介護講座事業、福祉用具展示事業、ふくし機器展事業、プラザ自主提案事業)
- ・地域・生きがい推進支援事業

3 部に属さない機関

(1) こうち若者サポートステーション・なんこく若者サポートステーション P58

- ・地域若者サポートステーション事業
- ・こうち若者サポートステーション管理運営事業

(2) 障害者スポーツセンター P61

- ・障害者スポーツセンター指定管理事業 (障害者スポーツセンター管理運営事業、障害者スポーツ教室・大会等開催事業)
- ・障害者スポーツ推進事業
- ・障がい者スポーツ指導員養成研修事業
- ・太陽号等運行事業
- ・パラ教育出前事業
- ・障害者スポーツ普及啓発事業

(3) 運営適正化委員会事務局 P67

- ・運営適正化委員会事業

総務企画課

法人運営事業

法人運営事業(予算書:P11)

予算額 35, 631千円 (前年度 28, 103千円)

社会福祉協議会活動費事業

社会福祉協議会活動費事業(予算書:P24)

予算額 52, 380千円 (前年度 44, 804千円)

■事業趣旨

本会が基本理念・活動方針に基づき、効果的に事業を遂行できるよう、適正かつ効率的な法人運営(組織管理)を行う。

■2年度重点目標

- 1 本会職員として求められる知識の習得など職員の資質向上への取組を推進する。
- 2 働き方改革を通じた年次有給休暇の取得推進など職員に対する適切な労務管理を行う。
- 3 会計監査人法定監査、監事監査及び内部監査を通して、組織のガバナンスを強化する。

■2年度事業内容

1 組織管理

- (1) 理事会、評議員会等の開催
- (2) 会計監査人法定監査、監事監査及び内部監査を通した組織のガバナンスの強化
- (3) 会員管理及び入会促進
- (4) 情報ネットワークの管理 等

2 人事・労務管理

- (1) 職員の資質向上への取組の実施
- (2) 適切な労務管理及び働きやすい職場づくりの推進 等

3 会計・財務管理

- (1) 適正な会計管理
- (2) 財務分析及び自主財源確保の取組の推進 等

4 局内連携の推進

- (1) 課長等調整会議及び事業分析会議の開催 等

社会福祉大会開催事業

社会福祉大会開催事業(予算書:P11)

予算額 1,268千円 (前年度 1,878千円)

■事業趣旨

本会が目指す地域福祉を積極的に推進するため、高知県社会福祉大会を開催し、本県における福祉課題解決への意識や知識の共有を図る。

■2年度事業内容

- 1 本県の福祉課題をテーマにした実践発表及び講演等の実施
- 2 多年にわたり社会福祉の発展に功績のあった者の表彰

運営基金事業

運営基金事業(予算書:11)

予算額 3,226千円 (前年度 3,200千円)

■2年度事業内容

基金の適切な運用を図り、運用益を独自財源事業等の費用に充てる。

- | | |
|----------------------|---------|
| (1) 法人運営事業 | 115千円 |
| (2) 市町村社協活動支援・助成事業 | 245千円 |
| (3) 権利擁護推進支援事業 | 132千円 |
| (4) 社会福祉法人・公益的取組推進事業 | 287千円 |
| (5) 地域福祉活動支援計画推進事業 | 1,447千円 |
| (6) 運営基金積立資産（寄附金） | 1,000千円 |

生きがい健康づくり基金事業

生きがい健康づくり基金事業(予算書:P11)

予算額 6,467千円 (前年度 6,366千円)

■2年度事業内容

高齢者の生きがい及び健康づくりの推進を図るため基金の適切な運用を図り、運用益を事業推進の費用に充てる。

- | | |
|-------------------|---------|
| (1) 地域・生きがい推進支援事業 | 3,477千円 |
| (2) 生きがい健康づくり支援事業 | 2,990千円 |

障害者スポーツ振興基金事業

障害者スポーツ振興基金事業(予算書:P11)

予算額 1,613千円 (前年度 424千円)

■2年度事業内容

障害者スポーツの振興を図るため基金の適切な運用を図り、運用益を事業推進の費用に充てる。

- | | |
|-------------------|---------|
| (1) 障害者スポーツ普及啓発事業 | 1,613千円 |
|-------------------|---------|

社会福祉センター管理運営事業

社会福祉センター管理運営事業(予算書:P61)

予算額 26, 171千円 (前年度 25, 388千円)

■ 2年度事業内容

高知県社会福祉センターの入居団体等が安全かつ快適に使用できるよう施設の適切な管理と安定的な運営を図る。

物品等斡旋事業

物品等斡旋事業(予算書:P61)

予算額 663千円 (前年度 742千円)

■ 2年度事業内容

さまざまな機会を通じて、物品等の斡旋についての周知を図り、自主財源の確保に努める。

民間社会福祉施設職員退職手当共済事業

民間退職手当共済事業(予算書:P55)

予算額 950, 941千円(前年度 913, 635千円)

65歳以上被共済職員退職手当共済事業(予算書:P55)

予算額 96, 051千円(前年度 93, 330千円)

民間退職手当共済事務費事業(予算書:P55)

予算額 27, 616千円(前年度 27, 623千円)

■事業趣旨

退職手当共済制度の安定的な運営を行うことにより、民間社会福祉施設従事者の処遇向上に資する。

■ 2年度事業内容

1 共済契約者の合意に基づく運営と適切な資産運用

退職手当共済制度の安定的な運営と共済契約者の合意に基づく適切な資産運用について、業種別団体代表者、資産運用等にかかる学識経験者等で構成する共済事業運営委員会を設置し協議する。

また、資産運用委託金融機関と連携するとともに、全国民間社会福祉事業従事者共済連絡協議会をはじめ、各種会議での情報収集や他県の会員団体との情報交換を通じ、安全及び適正かつ効率的な運用を図る。

- ・運営委員会の開催（5月／3月）
- ・運営委員会資産運用小委員会の開催
- ・運営委員会制度検討小委員会の開催
- ・資産運用実績報告会の開催（年間3回を予定）

2 共済契約者及び被共済職員への情報提供

共済契約者及び被共済職員に対して、運営委員会の議事内容や信託運用状況等の情報をタイムリーに発信し、事業の執行状況に関する情報共有を図る。

- ・「運営委員会レポート」の発行（運営委員会開催の都度）

- ・「信託運用状況報告書」の発行（6月／11月）
- ・機関紙「共済事業だより」の発行（9月／3月）
- ・ホームページの更新

3 共済制度のデータの保全

大規模災害等の有事の際でも、退職手当共済システムの加入者の掛金データ等が確実に保全されることを目的に、退職手当共済システムのバックアップデータを外部データセンターに保存する。

退職共済事務事業

退職共済事務事業(予算書:P34)

予算額 481千円 (前年度 402千円)

■事業趣旨

独立行政法人福祉医療機構が行う社会福祉施設職員等退職手当共済制度の事務を受託する。

■2年度事業内容

1 受託事務の適正な実施

共済契約者から提出された「退職給付金請求書・被共済職員退職届」の記載事項を確認後受理し、福祉医療機構に送付する。

また、記載事項の不備等については、記入方法の指導を行い事務の効率化を図る。

福利厚生センター事業

福利厚生センター事業(予算書:P34)

予算額 5,360千円 (前年度 4,272千円)

■事業趣旨

福利厚生センター地方事務局として、加入会員（社会福祉従事者）間の相互交流事業やリフレッシュ事業を実施する。また、提携企業の開拓や未加入法人への加入促進活動を実施し、社会福祉施設等の職員に対する福利厚生の向上を図る。

■2年度事業内容

1 既加入法人への福利厚生センターの実施事業の周知及び会員交流事業への参加の促進

- (1) 生活習慣病検診費の助成、健康生活用品給付事業、共済（弔慰・見舞金）事業等の利用を促進することで、加入会員の福利厚生の向上を図る。
- (2) 会員のニーズに基づいた会員交流事業（旅行や映画チケット斡旋等）を実施する。ソウェルクラブ高知地方事務局ニュースの発行等により加入会員に周知し、事業への参加促進を図る。

2 未加入法人への加入促進

未加入法人を個別に訪問し、福利厚生センターと地方事務局が実施するさまざまなサービスや申請・利用方法等について説明することで、加入の促進を図る。

広報・IT化推進室

括 法人運営事業（再掲）

法人運営事業(予算書:P11)

予算額 35,631千円 (前年度 28,103千円)

■事業趣旨

「高知県地域福祉活動支援計画」に基づき、本会の組織基盤強化として、社会福祉協議会の活動を「見える化」するため、広報の充実を図り、県民や関係機関ごとの属性に応じた情報発信やタイムリーな情報発信を進めるとともに、支援力を向上するため、本会の情報共有や業務の効率化等を一体的に進める。

■2年度重点目標

- 1 広報誌やホームページなどについての新たな広報のあり方を検討し、可能なものから順次実施する。
- 2 組織内の情報の共有や連携への活用のあり方や、社協の有する情報の有効活用等についての検討し、順次改善を進める。

■2年度事業内容

1 広報の充実（広報活動推進事業）

属性ごとの情報発信ツールやルールの検討を進め、県民、福祉関係者及び関係機関へのタイムリーな情報発信を推進する。

また、高知県社協の広報誌やホームページの見直しを行い、県民、福祉関係者及び関係機関への総合的・効果的な情報発信を進める。

2 IT化の推進（業務のIT化推進事業）

社協内部の情報共有の促進及び文書業務の効率化等の推進のため、文書関連システムの見直し、改善を進める。

地域・生活支援課

地域福祉推進支援事業

地域福祉推進支援事業(予算書:P24)

予算額 15, 121千円 (前年度 12, 542千円)

市町村社協活動支援・助成事業

市町村社協活動支援・助成事業(予算書:P11)

予算額 4, 174千円 (前年度 3, 484千円)

生活支援コーディネーター研修事業

生活支援コーディネーター研修事業(予算書:P34)

予算額 703千円 (前年度 697千円)

地域支援専門職養成研修事業

地域支援専門職養成研修事業(予算書:P34)

予算額 1, 524千円 (前年度 1, 604千円)

■事業趣旨

令和元年度に策定を進めている「高知県地域福祉活動支援計画」の大目標である「地域の実情に応じた地域の仕組みづくり」を進めるために、市町村社協の活動支援を通じて、市町村社協が多様な関係機関・団体との「協働の中核」を担えるよう活動強化を進める。

特に、本会ブロック担当職員が窓口となり、市町村社協のアセスメントや地域の実情に応じた取組の支援を伴走的に実施するとともに、市町村社協職員を対象に体系的な研修を実施し、市町村社協が地域福祉の推進役としてその機能を発揮できる体制づくりを進める。

また、生活支援コーディネーターやあつたかふれあいセンター職員を対象とした研修を実施し、地域福祉の担い手として資質向上を図る。

■元年度事業実績（評価）

1 市町村社協の機能強化

地域福祉活動計画の改定・進捗管理、社会福祉法人との連携による公益的取組の検討、小地域での支え合い仕組みづくりの検討などを行う市町村社協に訪問支援を行い、地域の実情に応じた取組が進むよう支援を行った。

2 体系的な研修による人材育成

社協基礎研修や中堅研修、事務局長等セミナーなど階層別研修や地域支援実践検討会などの地域支援研修等を開催し、市町村社協の組織力強化や地域支援力強化など人材育成を行った。また、市町村社協や市町村役場、住民代表、関係機関に対して地域福祉セミナーを開催し、地域支え合い活動の推進を図った。

■2年度重点目標

1 市町村社協の活動や組織体制の強化

市町村社協の役職員が、地域住民から寄せられる多様な地域生活課題の解決に向けて、関係機関との協働の中核を担うことができるよう、「職員階層別」「地域支援」「個別支援」「組織経営」の4分野で体系的な研修を提供する。

特に、新たに実施するコミュニティソーシャルワーカー研修を通じて、市町村社協の活動のレベルアップを図る。

また、あつたかふれあいセンター職員や生活支援コーディネーターを対象とした研修とも連携させて実施することにより、市町村において関係者の連携も支援していく。

2 包括的な支援体制づくりに向けた行政や関係機関との連携強化

市町村において地域住民の地域生活課題の解決に取り組む多様な機関が連携し、多様化・複雑化した地域生活課題に対応できるよう、市町村社協や市町村等と連携しながら包括的な支援体制づくりを進める。

特に、本会が実施する日常生活自立支援事業や生活困窮者自立相談支援事業、生活福祉資金貸付事業とも連携しながら、地域での体制づくりを支援する。

■ 2年度事業内容

1 市町村社協に対する体系的な研修の実施

(1) 階層別研修

①社協活動基礎研修（年1回／2日）

新任等職員に対し、社協職員として必要な組織理解と地域支援等の実践について理解を深める。

②中堅職員研修（年1回／1日）

中堅以上（概ね3年以上）の職員に対し、組織の中核となって役割が果たせるよう、企画力や調整力、課題解決力の向上を図る。

③事務局長等セミナー（年1回／1日）

地域福祉の最新動向を踏まえながら、組織力の向上と活動の強化に向けた実践を学ぶ。

新 (2) 地域福祉・地域づくり研修

①地域福祉活動計画意見交換会（年1回／1日）

地域福祉活動計画の策定方法や推進方法、評価方法を学ぶ。

②地域支援実践検討会（3か所）

市町村社協の総合相談・生活支援の実践について、地域の社会資源に応じた展開方法を学ぶとともに、多様な関係機関との連携・協働方法を学ぶ。

新 (3) コミュニティソーシャルワーカー研修

コミュニケーションスキルの実践に必要な理論と実践を学ぶ。（年1回／3日）

(4) 組織経営

①ブロック別市町村社協会長等意見交換会

市町村社協役員及び県社協役員が最新の地域情報を共有するとともに、社協経営や事業展開の意見交換を実施する。

②監事研修

監事の役割を理解するとともに、具体的な監査方法を学ぶ。

(5) 社協活動推進セミナー

地域共生社会の実現に向けて、果たすべき市町村社協の役割を学ぶとともに、実践事例を通じて今後の取組の方向性について理解を深める。

(6) 生活支援コーディネーター養成研修

市町村が新しい総合事業に配置する生活支援コーディネーターの養成やスキルアップを行い、地域における生活支援体制の整備を推進する。

(7) 地域支援専門職養成研修

あつたかふれあいセンター職員を対象に、地域の課題に応じた対応方法や地域支援の展開方法について必要な知識や技術を習得する。

2 市町村社協に対する訪問支援や助成

(1) 個別支援

本会ブロック担当職員が窓口となり、市町村社協の個別課題に応じて伴走的な支援を実施する。特に、地域福祉活動支援計画の初年度として、市町村社協の取組や活動状況などをアセスメントし、今後強化すべき取組や取組目標などを市町村社協と検討を進める。

(2) 市町村社協活動強化助成金

市町村社協の活動強化に向けて助成（20万円×5市町村社協）を行うとともに、本会職員が協働して取組の支援を行う。

3 フードバンク・フードドライブの実施

複合化・複雑化した地域生活課題に対応できるように、その支援ツールとしてセカンドハーベスト・ジャパン及び日本非常食推進機構と連携して、生活困窮者等に食料品等の一時的な提供を行うフードバンク事業に取り組む。また、全県的なフードバンクの取組を進めるため、市町村社協とフードバンク高知と連携して、フードドライブキャンペーン（令和2年10月1日～11月30日）を実施する。

新 地域福祉活動支援計画推進事業

地域福祉活動支援計画策定事業(予算書:P17)

予算額 1,447千円（前年度 1,115千円）

■事業趣旨

地域共生社会の実現に向けて、令和元年度において、高知県が策定する第3期高知県地域福祉支援計画と一体的に、市町村社協が策定した地域福祉活動計画の推進を支援する「高知県地域福祉活動支援計画」の策定を進めてきました。

計画の大目標である「地域の実情に応じた仕組みづくり」を進めるために、7つの柱に沿って、高知県や市町村、市町村社協、社会福祉法人、民生委員・児童委員、NPOなどと連携して取組を推進する。

■ 元年度事業実績（評価）

計画策定委員会や本会職員プロジェクトチームを中心に計画策定を進め、目指すべき地域福祉の姿や取組の柱を市町村社協や関係機関と共有を行うことができた。

■ 2年度重点目標

計画初年度においては、市町村社協や関係機関に計画の周知を図るとともに、市町村社協のアセスメントを行い、今後強化すべき取組や取組目標などを市町村社協と検討を進める。

■ 2年度事業内容

1 高知県地域福祉活動支援計画推進委員会の開催

- (1) 計画推進委員会の開催（年3回）
- (2) 計画推進プロジェクト会議の開催（研修2回、プロジェクト会議10回）

2 計画の推進

新 (1) 新たな福祉学習プログラムづくり検討会（防災）

防災福祉学習の実施に向けたプログラムの検討（年4回）を行い、学校や地域で実践できるよう手引書を作成する。

新 (2) 仕組みづくりの支援に向けた市町村社協との協働研修（3地域開催）

包括的な支援体制づくりに向けて、地域住民の参画や地域で多機関連携・協働が進むようにそのきっかけとなる場づくり研修（3地域）を開催する。

(3) 災害福祉支援センターの検討

災害時に被災者の支援に向けて、災害ボランティアセンターの活動と災害福祉派遣チームの活動が一体的に行われるよう、災害福祉支援センターの設置に向けた検討（年4回）を進める。

3 計画の増刷及び配布

生活困窮者就労準備・家計改善支援事業

生活困窮者就労訓練事業所育成事業

生活困窮者支援担当職員研修事業

生活困窮者就労準備・家計改善支援事業(予算書:P36)

予算額 21, 960千円(前年度 20, 758千円)

生活困窮者就労訓練事業所育成事業(予算書:P36)

予算額 5, 503千円(前年度 3, 824千円)

生活困窮者支援担当職員研修事業(予算書:P38)

予算額 2, 366千円(前年度 1, 832千円)

■事業趣旨

生活困窮者自立支援法に基づく「就労準備支援事業」及び「家計改善支援事業」、「就労訓練事業所育成事業」、「支援担当職員研修事業」を実施する。

(「就労準備支援事業」及び「家計改善支援事業」は町村部を対象)

■元年度事業実績（評価）

1 体制整備

就労準備支援及び家計改善支援では、県内を3ブロック（市部を除く）に分け、就労準備支援員を各1名配置し、就労準備支援及び家計改善支援とも、地域・生活支援課の職員を兼務させ実施した。

就労訓練事業所育成事業では、就労訓練事業所育成員1名を配置し、県内企業、民間事業所及び社会福祉施設など就労及び体験先の確保に努めた。

2 就労準備支援及び家計改善支援

町村社協（自立相談支援機関）からの相談に応じるとともに、早期から一体的に対象者に関与し、アセスメントを共有化するなど工夫して丁寧に実施した。

就労準備支援については、相談はあるものの事業及び対象者の特性から支援同意につながらないケースが多い。一方で家計改善支援事業のプログラム策定件数が大幅に増加し、また、プログラム策定初期には家計管理・収支改善を集中的に行うため1件のケースにおける支援回数が多くなり、支援等の総回数が増加している。また、対象者が複合的な課題を抱えていることが多く、生活困窮者支援以外の支援が必要な場合もあり、関係機関と役割分担をしながら支援を進めている。

就労訓練事業所は、県福祉指導課と連携し事業のPRを行い、今年度新たに1事業所（社会福祉法人和香会 白山荘）が認定されたが、対象者の特性等から利用に至らなかった。

【令和2年1月末現在】

区分	相談実人数	プラン支援件数 (新規件数)	支援回数	その他活動回数	総支援・活動回数
就労準備支援	12	4(2)	135	97	232
家計改善支援	48	30(16)	1,079	109	1,188
合計	60	34(18)	1,214	206	1,410

3 その他

県内5ブロックで福祉保健所が開催する「生活困窮者自立相談支援機関協議会」や個別のケース検討を行う「支援調整会議」に職員を派遣し、関係機関等との情報共有や連携を図った。

■ 2年度重点目標

- 1 自立相談支援機関とアセスメント段階から連携した早期支援の実施
- 2 支援担当者職員研修を通じた実施機関同士の連携・支援ノウハウの共有

■ 2度事業内容

1 就労準備支援事業

求職活動の経験もなく、直ちに一般就労に就くことが困難な生活困窮者を対象に、次の支援を段階的に行い、就労意欲の喚起やその前提となる動機付けを行いつつ、就労に必要な基礎能力を形成することにより、一般就労に向けた一貫した自立支援を行う。

(1) 生活自立支援

自立に向けた生活習慣を身に付ける訓練

(2) 社会自立支援

地域における社会性の向上や職場での円滑なコミュニケーションがとれるための訓練

(3) 就労自立支援

定時出勤、継続的な就労に慣れる等、一般就労に向けた総合的な訓練

2 生活保護就労準備支援事業

生活保護受給者のうち、県福祉事務所が選定した者について、1と同様に、生活自立支援、社会自立支援、就労自立支援の段階的支援を実施する。

3 家計改善支援事業

家計管理能力を高める必要がある生活困窮者を対象に、家計収支全体の改善を図るためのきめ細かな相談支援を行うとともに、債務整理や自立のための貸付斡旋等の関係機関を交えての支援を行う。

4 就労訓練事業所育成事業

就労訓練事業所の開拓と認定の促進、訓練プログラム作成等の支援を行う。また、生活保護受給者及び生活困窮者の就労支援事業への指導・助言を行う。

5 支援担当職員研修事業

自立相談支援機関や任意事業実施機関の職員を対象に研修を実施し、支援のスキルアップを図る。

6 福祉事務所や自立相談支援機関等との連携強化

生活困窮者のニーズに応じた支援を行うため、福祉事務所や生活困窮者自立相談支援機関などと連携するとともに、本会が実施する日常生活自立支援事業、生活福祉資金貸付事業、フードバンク及びフードドライブ事業とも連携しながら生活困窮者の支援を一体的に取り組めるように情報共有や支援方法の検討などを通じて連携の強化を図る。

日常生活自立支援事業

日常生活自立支援事業(予算書:P24)

予算額 71,142千円 (前年度 57,300千円)

■事業趣旨

認知症や知的障害、精神障害などにより、判断能力が不十分なために日常生活に困りごとのある方が、福祉サービスを適切に利用できるように援助し、これに伴う日常的な金銭管理等を併せて行うことと、地域で安心して生活できるように支援する。

■元年度事業実績（評価）

- 1 市町村社協や関係機関からの困難事例の相談に対し、事業担当職員とブロック担当職員が連携し電話、訪問、ケース会への参画、契約締結審査会による検討などにより、ケースへの助言、各種手続き支援、関係機関とのつなぎなどをを行い、円滑に個別支援ができるよう取り組んだ。
- 2 専門員や生活支援員のニーズに対応した研修会を開催し、事業理解や支援スキルの向上に努めた。
- 3 市町村社協において適正な運営が行えるよう、体制整備に向けた財源確保について高知県と協議を重ね、国基準による件数連動の事業費確保が行える見込となった。

■2年度重点目標

- 1 市町村圏域での総合的な支援体制づくりに向けた関係機関への本事業理解の推進
- 2 適正な事業実施に向けた市町村社協の現状把握と実施体制の検討
- 3 市町村社協に対する相談窓口の専門性の強化

■2年度事業内容

- 1 契約締結審査会の開催（年5回程度）
- 2 専門員研修会（基礎1回、専門1回）
- 3 専門員連絡会（5ヶ所）
- 4 生活支援員研修（3回）
- 5 適正な支援実施に向けた行政担当者・関係機関等への事業説明（随時）
- 6 関係機関との連携を目指した協議や研修、事例検討の開催（随時）

民生委員児童委員研修事業

民生委員児童委員研修事業(予算書:P32)

予算額 355千円 (前年度 355千円)

■事業趣旨

民生委員・児童委員が地域で相談援助活動等を行う際に必要な知識及び技術を習得するとともに、組織活動の充実を図るため、段階的な研修を実施し、住民のニーズにあった支援活動を促進する。

■元年度事業実績（評価）

1 会長・副会長等研修会

組織のリーダーとして、所属している民生委員・児童委員個人の力を高めるアドバイザーとしての学びを深めるとともに、それぞれの地域特性を生かした活動を進める際のマネージャーとして、会長・副会長に求められる役割について再確認した。

2 中堅民生委員児童委員研修

身近な相談相手としての民生委員・児童委員の活動における実践の理解と、傾聴や受容といった相談援助技術の理解を深めた。

■2年度重点目標

住民の多様な生活課題に対応できるように相談機能を高め、地域に根ざした活動が展開されるよう、中堅職としての資質向上や、リーダーとしての力量を高めるための研修を開催する。

■2年度事業内容

- 1 法定民生委員児童委員協議会会長等研修（1回）
- 2 中堅民生委員児童委員研修（2回）

民生委員児童委員互助共励事業

民生委員児童委員互助共励事業(予算書:P26)

予算額 2,549千円（前年度 5,206千円）

■事業趣旨

民生委員・児童委員の互助と共励を基盤とした活動の充実を図り、地域福祉の推進に資する。

■2年度事業内容

- 1 退任時の慰労金の給付
- 2 死亡や傷病時などの弔意、見舞金の給付

*社会福祉法人全国社会福祉協議会における「全国民生委員互助共励事業運営要綱」及び「全国民生委員互助共励事業助成金」により実施する。

福祉活動支援基金事業

福祉活動支援基金事業(予算書:P57)

予算額 68,123千円（前年度 68,167千円）

■事業趣旨

民間社会福祉施設及び民間社会福祉団体、また厳しい環境にある者等に対する援助等を行い、社会福祉の増進に資する。

■元年度事業実績（評価）

民間社会福祉施設及び民間社会福祉団体等70団体が実施する70事業に対して9,941千円の助成を行い、また、社会福祉施設に入所している児童や心身障害児（者）への進学や学業継続への助成を行い、在宅福祉、地域福祉の向上に努めた。

■2年度重点目標

事業の適切な運営に期するため、運営委員会を開催し、基金の目的に沿った事業を実施する。また、民間社会福祉施設及び厳しい環境にある者等に対し、適切な援助措置を実施する。

■2年度事業内容

1 民間社会福祉施設及び民間社会福祉団体等への助成事業

- (1) 社会福祉施設入所児（者）進学等支援事業
- (2) 地域福祉活動支援事業
- (3) その他上記以外の事業で、本基金の目的を達成するために必要と認められる事業

2 民間社会福祉施設の整備資金等の貸付事業

- (1) 施設改善資金
- (2) 特例貸付資金

ボランティア・NPOセンター

県ボランティアセンター事業

県ボランティアセンター事業(予算書:P24)

予算額 408千円 (前年度 353千円)

■事業趣旨

地域福祉の推進には、地域住民の支え合い活動など住民の主体的なボランティア活動が必要不可欠である。ボランティアの裾野を広げ、活動を活性化することを目的に、地域での福祉教育やボランティア学習の実践の拡大を通じ、児童・生徒・学生など次世代の担い手づくりを進める。

また、社協やNPO、事業所などが魅力的なボランティアプログラムが提案できるよう、ボランティアコーディネーション力を高める取組を進める。

■元年度事業実績（評価）

1 ボランティアコーディネート機能の強化

市町村社協ボランティアセンターやボランティア受入施設、NPOなどを対象に、ボランティアコーディネーター研修を実施し、ボランティアが参加しやすい魅力的なボランティアプログラムの開発方法などを学んだ。

2 福祉教育の推進

市町村社協の新任職員を対象に福祉教育に関する基礎研修を実施し、福祉教育の理論や基本的な展開方法を学んだ。

■2年度重点目標

センターで実施するボランティアコーディネーター研修、夏のボランティア体験キャンペーン（ナツボラ）、ボランティアガイダンスをボランティア活動活性化推進の3本柱に据え、それぞれを連動させることで効果的にボランティア活動への参加促進を図る。

また、市町村社協と協働してボランティア活動の裾野を広げるために、小学生や中学生を対象としたボランティア活動の学びの場づくりとして、ボランティアチャレンジ体験を新たに実施し、若い世代にボランティア活動に対する関心を高める事業を展開する。

■2年度事業内容

1 養成・研修事業

「ボランティアコーディネーター研修」を通じて、受入団体の体制強化や市町村社協の機能強化を支援する。

- (1) ボランティアの受入団体としての施設、NPO、社協等を対象とする「ボランティアコーディネーター研修」の開催（2回）
- (2) 市町村ボランティアセンターを訪問しての個別支援

2 福祉教育推進事業

社協と学校、地域が連携した福祉教育を推進する。

(1) 新任社協職員等を対象として福祉教育の理論や基本的な展開方法を学ぶ基礎研修の開催

(1回)

(2) 小学生や中学生を対象としてボランティアを学び体験する場となるボランティアチャレンジ体験の実施 (4回)

3 広報・啓発事業

ボランティア活動の啓発を行うとともに、県内のボランティア情報を収集し、活動希望者等にボランティア募集情報を提供する。

(1) ボランティア募集情報サービスの運用

(2) ボランティア活動相談、各種講座への講師派遣

災害ボランティアセンター等体制強化事業

災害ボランティアセンター等体制強化事業(予算書:P24)

予算額 3,646千円 (前年度 3,411千円)

■事業趣旨

近年、平成30年7月豪雨災害、台風15号・19号災害など大きな災害が続き、災害ボランティアや災害ボランティアセンターの活動に関心が高まっている。災害発生後には、市町村社協が地域住民や関係団体等とともに災害ボランティアセンターを迅速に設置し、効果的な運営をしていくことができるよう体制づくりを推進していく必要がある。

また、南海トラフ地震の被害想定では、広域的被害や復旧支援の長期化が予想されており、このような中で、各市町村の災害ボランティアセンターが効果的に運営できるように、広域連携や後方支援拠点の整備など後方支援の体制づくりを進める。

■元年度事業実績（評価）

災害ボランティアセンター基礎研修では、安芸広域と共に、各市町村社協職員はもとより、安芸広域の地域住民や民生委員など多くの参加を得て災害ボランティアセンターの模擬訓練を実施した。災害発生に備えて、市町村社協や地域住民、関係団体の連携強化や災害支援に対する機運を高めることができた。

また、中核スタッフ研修では、市町村社協職員を対象に平成30年7月西日本豪雨の際に、大きな被害を受けた広島県の災害ボランティアセンターや地域支え合いセンターの取組を学び、復旧期から復興期までの被災者に対する連続的・伴走的な支援体制づくりの必要性を学んだ。

■2年度重点目標

災害ボランティアセンターの設置に備え、災害ボランティアセンターに従事するスタッフの育成を体系的に実施する。特に、2年度より災害ボランティアセンター所長研修を新たに実施し、災害ボランティアセンターで必要とされるマネジメント力を強化する。

また、市町村の災害ボランティアセンターの後方支援体制を進めるため、ブロック単位での市町村社協間の広域連携や後方支援の拠点となるバックヤード拠点の整備を図る。

■ 2年度事業内容

1 高知県域災害ボランティア活動支援本部ネットワーク会議の開催（年1回）

県域本部の運営を担う関係機関との連携強化を図る。

新 2 高知県域災害ボランティア活動支援本部バックヤード拠点の整備

災害時に災害ボランティアセンターの後方支援拠点となるバックヤード拠点の整備を行う。

3 災害ボランティアセンター運営基礎研修（年1回／1日）

災害ボランティア活動や災害ボランティアセンター運営について基礎的な研修を開催する。

4 災害ボランティアセンター中核スタッフ研修（年1回／1日）

災害ボランティアセンターの中核スタッフとなる市町村社協職員等のスキルアップを図る。

新 5 災害ボランティアセンター所長研修（年1回／1日）

災害ボランティアセンターの運営や受援体制の整備など、災害ボランティアセンター所長のマネジメント力の強化を図る。

ボランティア情報ネットワーク推進事業

V情報ネットワーク推進事業(予算書:P24)

予算額 1,185千円（前年度 1,249千円）

■事業趣旨

ボランティア・NPO活動を推進していくためには、ボランティア希望者やボランティア団体・NPOなどに対して効果的でタイムリーな情報提供が必要である。

インターネットを活用し、適時に魅力的な情報発信を行っていくため、「こうちボランティア・NPO情報システム（愛称：ピッピネット）」を効果的に運用する。

■元年度事業実績（評価）

ピッピネットのリニューアルや機能強化を行うことにより、スマートフォンでも閲覧しやすいホームページの構築や各種情報の検索機能など、幅広い年齢層への効果的な情報発信を行えるようになった。また、NPO団体の情報を拡充するため、日本NPOセンターが運用する「NPOヒロバ」と連携し、団体情報の更新・拡充を行った。これにより、ピッピネット利用者に県内NPOのより新しい団体情報、活動状況を発信することができた。

■ 2年度重点目標

- 1 ピッピネットの機能強化、セキュリティ対策を行い、利用者数の拡大を図る。
- 2 Facebook や Twitter の活用によるシナジー効果で閲覧者数を増加させる。
- 3 動画でのNPO活動紹介コーナーの運用を行い、よりリアルな活動状況を発信する。

■ 2年度事業内容

- 1 システムの維持・管理及び多様なボランティア・N P O情報の受発信
- 2 県内N P O・ボランティア団体データベースの拡充
- 3 ピッピネットの広報（広報グッズの配布およびインターネット広告の掲載）
- 4 動画を活用した県内N P Oの活動紹介

県N P Oセンター事業

県N P Oセンター事業（予算書:P24）

予算額 18, 979千円（前年度 19, 277千円）

N P O法人設立等支援事業

N P O法人設立等支援事業（予算書:P32）

予算額 8, 000千円（前年度 6, 837千円）

■ 事業趣旨

少子高齢化・人口減少が進行する高知県において、地域社会の活性化や複雑化・多様化するニーズへの対応など、行政や企業だけでは対応できないサービス等の担い手としてN P Oの役割が大いに期待されている。

令和元年度から新たに第4次高知県社会貢献活動支援推進計画がスタートし、本センターは「社会貢献活動団体への支援の充実」や「社会貢献活動団体と関係団体の連携」、「地域における社会貢献活動の推進」に取り組むことが期待されている。この計画に基づき、N P Oの設立支援や持続的発展、県民意識の向上を行政や企業、教育研究機関と連携しながら取り組む。

■ 元年度事業実績（評価）

1 県N P Oセンター事業

① N P Oの組織基盤の強化

元年度から、N P Oの経営力の向上を目的とした「N P O経営塾」をリニューアルし、新たに「N P Oふらす塾」として、N P O活動を持続的に成長させるために必要な知識や技術を学ぶことを目的に開催した。元年度は、「広報」や「働く」をテーマに開催し、これまで参加が少なかったN P Oや若い世代の参加も増加した。また、「N P O実務講座」では、新規設立のN P O法人などを対象に法人運営事務に必要な会計や税務などの実務について学んでもらい、N P Oの持続的成長につながる基盤強化を図った。

② ナツボラ（夏のボランティア体験キャンペーン2019）

延べ1, 527人（実数1, 035人）が参加し、過去最高を記録した。高校生を中心に年々認知度が上がり、夏のイベントとして定着している。また、施設・団体向けには、ボランティアコーディネーター研修をナツボラの始まる前に開催することにより、ボランティアを受入れる意義やプログラムづくりを学ぶ機会を提供し、ナツボラと連動させて取り組んだ。

今後は、より多くの高校生が参加しやすいように高校周辺地域での受入れ先の拡充を図るとともに、より参加しやすい多様なプログラムづくりを実施する。

2 NPO法人設立等支援事業

法人設立の相談においては、NPO法人の認証要件に加え、『法人設立ガイドブック』を使い、法人の責任、組織設計やミッションなど、設立後の経営力につながるような設立支援を行った。ガイドブックを活用した相談支援を行うことで、法人設立だけでなく将来を見据えた法人運営まで検討を促すことができている。

■ 2年度重点目標

1 県NPOセンター事業

(1) NPOの持続的成長人材育成と確保

NPOが活動を継続・発展させていくうえでの課題となっている人材確保・育成の支援や組織基盤の強化、マネジメント力の強化を図る。

(2) 若者層へのボランティア活動の拡大

ナツボラ等を通じ高校生や大学生など若い世代のボランティア・NPO活動への参加を促進するため、教育・研究機関と連携した取組を進める。

(3) NPOを取り巻く新たな動きへの対応

SDGs（持続可能な開発目標）や休眠預金等活用法などに対応した取組を検討していく。

2 NPO法人設立等支援事業

(1) 認定NPO法人制度の周知と制度活用に向けた対応強化

■ 2年度事業内容

1 県NPOセンター事業

(1) NPOの持続的成長の支援

NPOの組織基盤の強化やマネジメント力の向上、ファンドレイジングへの理解・実践など、NPOが持続して成長できるための支援を行う。

①実務講座（会計初級・税務・事務総合、各1回）

主にNPO法人に必要な実務についての講座を開催し、NPOの安定性と透明性の向上及び円滑な組織運営を支援する。

②NPOぶらす塾の開催（3回）

NPO活動の発展に必要な知識や技術の習得を目的に、複数のテーマで勉強会を行う。

④NPO経営研究会の開催（4回）

NPOの事例発表や参加者同士の情報交換・共有などにより、NPOの多種多様な経営のあり方を学んでいただき、NPOの経営力の向上を図る。

⑤ファンドレイジングセミナーの開催（1回）

NPOの資金調達について学ぶセミナーを開催する。

⑥専門家（ファンドレイザー）派遣事業の実施（4団体／各2回）

NPOの組織基盤強化を行うために、ファンドレイザーをNPO法人に直接派遣し、個別の課題解決に向けアドバイスを行う。

⑦こうちNPOフォーラムの開催（1回）

NPO関係者や関心のある方たちが、NPOの組織や活動の課題解決を行うとともに、団体相互の交流を深め合うことで、より一層ネットワークを広げていくことを目的に開催する。

(2) 県民意識の向上

講座や情報誌の発行を通じ、ボランティア・NPO活動への参加や社会貢献活動への県民意識の向上を図り、参画を促進する。また、ボランティアガイダンスやナツボラを通じ、県民がボランティア活動やNPO活動に取り組む機会を提供する。

- ①NPO基礎講座の開催（1回）
- ②高知NPO活動応援紙「てをつなGO」の発行（4回）
高知県内でNPO活動に取り組む人や団体を紹介。
- ③ボランティアガイダンスの開催（1回）
「自分に合ったボランティア活動を見つける人」と「ボランティアを募集したい団体」との出会いの場の提供。
- ④ナツボラの開催（7月～8月）
ボランティアの発掘や活動の裾野を広げるため、若者や学生を対象に夏のボランティア体験キャンペーンを開催。
- ⑤NPOの周知活動

2 NPO法人設立等支援事業

(1) NPO法人の設立や運営に関する相談及び所轄庁（高知県等）への届出など必要な支援の実施

- ①NPO法人設立の支援
 - ・法人設立認証申請関係書類の作成支援・確認、認証後法人訪問
- ②NPO法人の運営支援
 - ・定款変更認証申請及び届出、役員変更等の届出、事業報告書等
 - ・解散認定申請及び届出、合併認証申請、合併登記完了届出の作成支援及び確認
 - ・資金調達、事務、人材育成などの組織や事業等に係る相談対応
 - ・会計、労務、法務等に関する相談対応、その他NPO法人に関する手続等の相談対応

(2) 認定NPO法人として認定を受けるまでの手続きに関して必要な支援の実施

- ・認定NPO法人制度の周知
- ・認定申請手続きに係る相談、認定申請書類の調整
- ・認定NPO法人の運営支援の実施
- ・認定NPO法人制度の有効期間更新の相談
- ・高知県認定NPO法人ネットワークのサポートなど

権利擁護センター

高齢者・障害者権利擁護センター事業

高齢者・障害者権利擁護センター事業（予算書:P36）

予算額 21,219千円（前年度18,710千円）

権利擁護推進支援事業

権利擁護推進支援事業（予算書:P26）

予算額 458千円（前年度 472千円）

■事業趣旨

高齢者・障害者の自己意思決定が守られ安心した生活ができるように、高齢者・障害者の権利擁護、虐待の予防・防止に向けて体系的な研修の実施や弁護士、社会福祉士による専門職チームの派遣などによる支援を行うとともに、成年後見制度の利用促進を進め、各地域において、中核機関の設置や地域連携ネットワークの構築など、権利擁護の体制づくりの取組を推進する。

■元年度事業実績（評価）

1 高齢者及び障害者の相談状況

令和2年1月末現在の高齢者総合相談の相談件数は832件（前年度同期582件）と前年度と比べ1.4倍増となっている。これは平成28年度から相談者を適切な機関につなぐなどの対応を強化してきたものの、特定リピーターからの相談件数の増加が大きな要因である。障害者相談については平成29年度から権利擁護に関する相談や使用者虐待通報の相談窓口として限定した内容で実施している。

2 成年後見制度の推進

成年後見制度の推進を図るため、国が推進する成年後見制度利用促進基本計画の実行性につなげることを目的に計画の基本となる市町村向けにセミナーや意見交換を行った。

また、福祉保健所管内ごとに市町村や社協、弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職等が一堂に会して権利擁護に関する圏域別権利擁護担当者意見交換会を実施し、地域連携ネットワーク・中核機関設置の推進や関係者のネットワークづくりを図った。

3 高齢者権利擁護研修、障害者虐待防止・権利擁護研修

行政担当職員や施設従事者等を対象に、虐待防止や権利擁護に関する理解を深めるために研修企画会を設け、体系的に研修を実施した。

管理者・施設長向け、リーダー向け研修を高齢者施設・障害者施設の合同による研修として実施した。

■2年度重点目標

1 高齢者・障害者虐待の防止・予防

高齢者・障害者ともに虐待防止法に基づき、市町村が通報の受理、虐待の確認、対応等を行うこととなっているが、困難事例等については専門的な対応に苦慮する市町村があることから、権利擁護専門家チームの更なる活用等により、対応能力の向上に向けた支援を行う。

また、施設等の管理者や従事者の権利擁護に関する理解を深めるために令和元年度と引き続き、体系的に研修を実施する。

2 成年後見制度の推進

成年後見制度利用促進基本計画の取組について、市町村間に温度差があることから、県と共に市町村を個別に支援していく。

中核機関設置の受託をする市町村社協に対して、取組みが円滑にできるよう支援を行う。

■ 2年度事業内容

1 高齢者・障害者権利擁護センターの運営

(1) 高齢者・障害者権利擁護センター運営協議会（年2回）

センターの事業や取組むべき内容などについて、運営委員から意見をいただき協議を行う。

(2) 高齢者総合相談（シルバー110番）

高齢者及び家族が抱える保健・医療・福祉に係る悩みごとや心配ごとに対する相談に応じるほか、専門家による助言を行う。

① 一般相談：月曜日～金曜日（年末年始・祝日を除く）

② 専門相談（法律）：第1、第3木曜日（予約制）

(3) 使用者虐待の通報受理

使用者による虐待に関する通報を受けるための専用電話を設置し、通報内容を速やかに県に報告する。

(4) 権利擁護専門家チームの派遣調整及び連携強化

権利擁護専門家チーム（弁護士及び社会福祉士）の派遣を希望する市町村からの依頼を受付、派遣する弁護士及び社会福祉士の調整を行うとともに、権利擁護専門家チームの活用に向けた取組みを行う。

①権利擁護専門家チーム説明会（事例検討会）…圏域ごと×1回／半日

(5) 虐待防止・権利擁護に関する研修等の実施

行政担当職員や施設従事者等を対象に、虐待防止や権利擁護に関する理解を深めるために引き続き企画会を開催し、体系的に研修を実施する。

①中堅職員研修…高齢者、障害者分野ごと年1回／1日

②リーダー研修…分野共通年1回／2日

③管理者・施設長研修…分野共通年2回／1日

④市町村行政担当者研修…高齢者、障害者分野ごと年1回／1日

(6) 成年後見制度の利用促進に関する研修等の実施

制度の周知や専門職とのネットワークづくりを通じて成年後見制度の利用促進を図るとともに、市町村社協による法人後見の取組み推進や支援を行う。

①成年後見セミナー…年1回／半日

②圏域別権利擁護担当者意見交換会…圏域ごと×1回／半日

③法人後見担当者養成研修…年1回／3日

④法人後見事業連絡会議…年1回～2回

⑤成年後見・日常生活自立支援事業調査研究会…年10回／2時間

⑥その他成年後見制度利用促進計画に関する会議への参加

管理者・施設長 向け 2回	虐待防止組織づくり研修 虐待防止を目的として、組織全体で権利擁護の取り組みを進めるために必要な組織づくりの方法を学ぶ。			← 高齢者・障害者2分野合同
リーダー向け 2日型 1回	虐待防止・権利擁護推進担当者研修 自組織で虐待防止・権利擁護の取り組みを進めるための手法について学ぶ。			← 高齢者・障害者2分野合同
中堅職員向け (基礎) 各1回	高齢者の権利擁護と虐待のメカニズム、事例検討	権利擁護の考え方、「その人らしく」を支援すること	行政担当者研修 高齢者の虐待対応について学ぶ。 障害者の虐待対応について学ぶ。	
初任者向け(※)	虐待防止・権利擁護ベーシック研修 虐待とは、尊厳とは、権利擁護とは基本的な視点を学ぶ。			
分野	高齢者	障害者	高齢者	障害者
区分	施設・事業所		行政	

子どもの居場所づくり推進事業

子どもの居場所づくり推進事業(予算書:P36)

予算額 8,109千円 (前年度 7,550千円)

■事業趣旨

地域における子どもたちの見守りの場や子どもや保護者の居場所を支援するために、子ども食堂等の開設及び運営に関する研修や交流会を開催し、県内の子どもの居場所づくりを推進する。

■元年度事業実績（評価）

1 子ども食堂の開設準備支援

子ども食堂開設準備講座（5回）の開催を行うとともに、開設を検討している方への相談支援等を通じて子ども食堂の開設を促進した。令和2年1月末時点で11市9町の65団体が、77か所で子ども食堂を開催しており、元年度だけで7か所が増加した。

2 子ども食堂の運営支援

食材確保の対応や県補助金の手続きの簡便化を図るためのシステムづくり、HP・SNSの開設などによる広報の充実等に取り組み子ども食堂の運営を支援した。

3 関係機関とのネットワークづくり

子ども食堂を実施している団体や関係機関が集まり、子ども食堂の運営方法や運営課題等について意見交換を行う子どもの居場所づくりネットワーク会議を年4回開催し、子ども食堂を実施している団体や関係機関のネットワークづくりを支援した。

■ 2年度重点目標

1 子どもの居場所づくりの県内全域への普及推進

子ども食堂を実施していない市町村に対し、関係者等への説明を行い、居場所づくりの活動を開始しようとする団体等に対して、開設準備にかかる研修会の開催等の支援を行い、活動しやすい環境条件を整え、県内全域への普及を推進する。

2 食材提供の持続可能な取組みへの支援

食材提供者と子ども食堂をつなぐための仕組みづくりを県と協議し、子ども食堂の充実した活動が持続できるよう支援する。

■ 2年度事業内容

1 子ども食堂運営支援の充実

子ども食堂の運営スタッフやボランティアを対象としたスタッフ研修を年3回実施するとともに、食材・人材確保の仕組みづくりを検討する。

2 子どもの居場所開設準備講座の開催(年2回)

これから子ども食堂を始めたいと考えている方を対象に、子ども食堂の概要や既に実施している方から話を聞き、開催する子ども食堂のイメージを具体化する。

3 子どもの居場所づくりネットワーク会議の開催(年4回)

子ども食堂を実施している団体同士及び関係団体が情報交換し、交流を深めるための場を提供する。(東部・西部各1回、全体2回)

4 スクールソーシャルワーカーとの連絡会議(年1回)

真に困っている子どもや家族を子ども食堂につなげるため、市町村や市町村社協、スクールソーシャルワーカー等を対象とした意見交換の場を提供する。

5 二者協議の実施(随時)

子どもの居場所づくりの活動の支援を進める高知県、高知県社協が、それぞれの取り組み状況を共有するとともに、子どもの居場所づくりの開設・運営課題等について検討する。

6 補助金学習会の開催(年1回)

7 子どもの居場所開設手引きの改訂・配布

8 子どもの居場所に関する相談支援

9 関係機関への周知

児童虐待防止オレンジリボンキャンペーン推進事業

■事業趣旨

虐待の発生予防、早期発見、早期対応の総合的な支援や対策は、地域の人々、子どもや子育て家庭に関わる関係者の理解が不可欠であり、児童虐待防止のシンボルであるオレンジリボンの広報及び啓発を通して、家庭や学校、地域など社会全般にわたり児童虐待問題に対する関心と理解を深め、虐待を予防する。

■元年度事業実績（評価）

1 1月の児童虐待防止月間に中心に、学校や社会福祉施設、市町村行政や警察など関係者、各種イベントと連携し、児童虐待問題に対する関心と理解を深め、虐待予防を呼びかけるための活動を展開した。

令和元年度から本会会長が実行委員長となり、関係機関との連携のもと、南国市・四万十町で講演会を開催し、一般の方や関係者に対して児童虐待問題に関する知識の啓発を行った。

また、高知市で「オレンジリボンウォーク」を開催し、帯屋町商店街でのパレードによる広報活動を行った。

■2年度事業内容

キャンペーン実行委員会を構成する主催団体の一員として、地域のキーパーソンである民生委員・児童委員をはじめ、県内市町村社協や社会福祉施設等のネットワークを生かし、11月の防止月間に限らず、年間を通して県内のイベントや大会等を活用し、前年度同様に広く周知啓発に努める。

地域生活定着支援センター

地域生活定着支援センター事業

地域生活定着支援センター事業(予算書:P36)

予算額 23,746千円 (前年度 19,183千円)

■事業趣旨

高齢又は障害により福祉的な支援を必要とする矯正施設退所予定者及び退所者等（以下、「利用者」という。）に対し、矯正施設、保護観察所、社会福祉・介護保険施設、地域の関係機関等と連携・協働しつつ、入所中から退所後まで必要な福祉サービス等の生活環境整備などの支援（特別調整）を行うことにより、利用者の社会復帰及び地域生活への定着を支援するとともに、再犯防止につなげる。

■元年度事業実績（評価）

1 利用者にふさわしい地域生活への定着支援

利用者の意思や希望などを最大限に尊重し、利用者に応じた福祉サービスを適切に利用して、利用者が地域社会の中で自立した日常生活を送ることができるよう支援（特別調整：27人、相談支援：17人）を行った。

2 関係機関及び本会実施事業との連携

利用者が地域生活に定着できるよう保護観察所や福祉サービス事業所等と連携を密にするとともに、本会実施事業との連携を行った。また、福祉施設職員等への当該事業に対する理解を深める取組を行い、保護観察所や矯正施設との密なる連携を図ることができた。

また、当事業を受託している8県社協との連絡会議当番県として開催し、各県の定着事業の実施状況などについて共有と連携を深めた。

■2年度重点目標

1 適切な福祉サービスの活用による地域生活への定着支援

利用者の意思や希望などを最大限に尊重し、利用者への適切な福祉サービス制度を活用して、利用者の地域社会の中でその人らしく安定した日常生活が送ることができるよう支援に取り組み、利用者の再犯防止に努める。

2 外部機関・団体や本会実施事業との連携

保護観察所、矯正施設、更生保護施設、県、市町村及び社会福祉・介護保険施設等の福祉関係機関など外部の関係機関や、市町村社協や法テラス、生活困窮者支援を行う外部団体等との連携を密にするとともに、本会が実施している事業（生活困窮者就労準備・家計改善支援事業、日常生活自立支援事業、生活福祉資金貸付事業、若者サポートステーション事業など）と協働し、効果的な事業展開を行う。

■ 2年度事業内容

1 矯正施設退所予定者の帰住地調整支援を行うコーディネート業務

保護観察所からの依頼を受け、矯正施設内で利用者を面接し、ニーズ把握や、退所後に必要な福祉サービス等の聞き取りを行い、必要に応じ、帰住予定地の保健・福祉行政、社協、地域包括支援センター、相談支援事業所、医療機関、社会福祉・介護保険事業所の職員等、利用者特性に合わせた「支援会議」を隨時開催し、必要となる福祉サービス等の申請準備を支援するとともに、地域の受入先を調整した「福祉サービス等調整計画」を作成し、必要な支援を実施する。

他都道府県センターから依頼された場合も、同様の業務を行う。

2 矯正施設退所者の施設等への定着支援を行うフォローアップ業務

地域の福祉サービスにつなげた後も、利用者又は利用施設等を定期的に訪問するなど現況を確認し、必要な支援を実施する。

3 矯正施設退所者等への福祉サービス等についての相談支援業務

保護観察所、矯正施設、更生保護施設等からの求めに応じた矯正施設退所者等への支援や、本人・家族からの相談に柔軟に対応する。また、検察庁や弁護士から支援依頼のあった被疑者・被告人段階にある高齢者又は障害者等に対しても生活環境整備の支援を行う。

4 地域のネットワークの構築と連携促進業務

日常的につながりのある市町村社協や民生委員・児童委員との連携など、さまざまな機会を通じて事業への理解と協力を求め、地域生活ネットワークを構築していく。

本会が実施するさまざまな事業を通じて、福祉関係機関・団体、法テラスや生活困窮者支援を行う外部団体とは協力関係にあり、当該事業との連携をさらに促進していく。

困難事例の検討を行うほか、当該事業の進捗状況を管理するとともに、その適正さを担保するため、次の構成員からなる「センター関係機関連絡会」を年2回以上開催する。

また、新たに「部会」を設置し、帰住地支援を行うコーディネートから地域生活への移行や地域生活の安定に向けた検討を多機関・多職種で行っていく。

構成員（16機関・団体）：

高知保護観察所、高知刑務所、高知地方検察庁、更生保護施設「高坂寮」、県・高知市の福祉関係課、高知県立精神保健福祉センター、高知市社協、高知弁護士会、高知県社会福祉士会、高知県精神保健福祉士協会、高知県介護支援専門員連絡協議会、高知県相談支援専門員協会

5 情報発信業務

- (1) 県民や関係者の理解と協力を得られるよう、当該事業を周知・啓発するための講演会（1回）や研修会（随时）を開催する。
- (2) 上記の講演会等の開催情報について、新聞等のマスコミに情報提供するとともに、本会が発行する冊子を通じて当該事業の情報発信を行う。

福祉資金課

生活福祉資金貸付事業

生活福祉資金貸付会計(予算書:P69)	予算額 194, 226千円 (前年度193, 774千円)
要保護世帯向け不動産担保型生活資金会計(予算書:P72)	予算額 12, 000千円 (前年度 12, 000千円)
生活福祉資金貸付事務費会計(予算書:P70)	予算額 56, 108千円 (前年度 52, 391千円)

臨時特例つなぎ資金貸付事業

臨時特例つなぎ資金会計(予算書:P71)	予算額 285千円 (前年度 282千円)
----------------------	-----------------------

■事業趣旨

低所得世帯や障害がある方の世帯等を対象に、必要な資金の貸付けと必要に応じた援助指導を行うことにより、経済的自立や生活意欲を高め、安定した暮らしを支援する。

■元年度事業実績（評価）

1 相談・貸付

貸付件数は全体としては、減少傾向となっている。特に、総合支援資金の貸付けはここ数年は年に1件程度の状況となっている。また、教育支援資金についても、日本学生支援機構の制度見直しに伴う貸付対象者の拡大や令和2年4月から実施される高等教育の修学支援新制度の関係により減少している。

その一方で、福祉費は、生活保護世帯等へのエアコンや家電製品の購入費の貸付けや生活保護が支給までのつなぎ資金としての貸付け、また、生活困窮者自立支援制度から繋がった緊急小口資金の貸付け等が増加しており、生活困窮者自立支援制度や生活保護制度との連携は欠かせない状況である。

2 償還指導

長期滞留債権を含む返還金滞納案件の減少を図るため、関係市町村社協と連携して電話等による償還指導を行い、滞っていた償還が再開するなど改善成果があった。

また、借受人等が死亡、自己破産などで償還が困難となったものを償還免除規程に基づき、運営委員会の意見も踏まえ償還免除を行った。

3 生活困窮者自立支援事業との連携

生活困窮者自立支援法の施行に伴い、本貸付制度のうち総合支援資金と緊急小口資金等の貸付けにあたっては、原則として生活困窮者自立相談支援事業の利用が要件化されており、元年度は、28件（1月末現在）となっており、両事業のさらなる連携が期待されている。

■ 2年度重点目標

- 1 生活困窮者の自立を促進する支援ツールとしての適切な活用支援
- 2 滞納初期段階での償還指導により、長期滞納の防止や解消につなげる
- 3 長期滞留債権への滞納原因別による償還対応
- 4 償還方法の口座振替の利用促進

■ 2年度事業内容

1 資金貸付

(1) 利用促進に向けた取組

本資金を必要とする世帯への制度周知と円滑な利用を進めるとともに、特に、生活困窮者自立支援事業における支援ツールとしての適切な活用と、2年度に創設される技能習得にかかる期間中の生計を維持するための長期訓練生計費（仮称）や、高等教育の修学支援新制度と生活福祉資金（教育支援資金）の対応についての周知と利用を推進する。

2 償還・債権管理

(1) 債権管理事務

債権が滞り始めた初期段階において、今後の滞納が大きくなるのを防ぐために、滞納者へ早期の償還指導により長期滞納の発生を未然に防ぐ次の取組を行う。

- ①滞納初期段階での電話及び訪問等による償還指導
- ②償還指導により滞納が解消されない場合は、債務者の世帯等の状況調査を行う
- ③債務者の世帯等の状況調査を行ったうえで、滞納原因別に即した債権対応

(2) 償還指導

- ①市町村社協及び民生委員と連携した実施
- ②滞納初期段階での電話等による償還アプローチと滞納原因別に即した適切な指導の実施
- ③特に、滞納が長期に続いている借受人への生活困窮者自立支援事業へのつなぎなどの総合相談・生活支援の実施

3 その他

- (1) 本会他部門と連携し、市町村社協に対するチームアプローチを強化する。
- (2) 市町村社協担当者への事業説明を通して制度の変更点などについて周知を図る。

災害遺児修学支援事業

災害遺児修学支援事業(予算書:P14)

予算額 1,790千円 (前年度 1,300千円)

■事業趣旨

交通事故や自死、災害等により両親又は父母のいずれかを喪った高校生に修学金を支給し、勉学への意欲向上と修学費の負担軽減を図る。

■元年度事業実績（評価）

5名（うち新規1名）の高校生が給付を受けており、事業目的である修学費の負担の軽減が図られている。しかし、ここ数年修学生が減少していることを踏まえ、給付内容等の見直しを行い、R2年度からのさらなる本事業の活用の促進を図ることとした。

■2年度重点目標

新たに入学支度金を新設したことに伴い中学校を通して中学生への周知を行うとともに、引き続き県広報誌や高等学校、関係機関等への周知を図る。

■2年度事業内容

入学支度金を新設したことに伴い4月に高等学校に入学される中学生へ周知するとともに、高校生に対して本事業の周知を図り、修学金の支給を通して支援する。

対象者：交通事故や自死、災害等により両親又は父母のいずれかを喪った県内高等学校に在学中の生徒であり、健やかで勉学の意欲が強く、修学費の負担が困難と認められる者

給付額：月額1万円、入学支度金5万円

【見直し内容】

新 ①入学支度金（5万円）の新設

②所得基準を廃止し、世帯年収910万円未満の世帯を対象

介護福祉士修学資金等貸付事業

介護福祉士修学資金等貸付事業（予算書:P43）

予算額 123,984千円（前年度 110,383千円）

介護福祉士修学資金等事務費事業（予算書:P43）

予算額 7,500千円（前年度 7,500千円）

■事業趣旨

介護福祉士指定養成施設等又は社会福祉士指定養成施設に在学し、介護福祉士又は社会福祉士の資格取得を目指す学生に対し資金を貸付け、修学を支援することにより、介護福祉士及び社会福祉士の確保に資する。

また、平成28年度から介護福祉士実務者研修の受講者への貸付けや介護職員として就労した経験等を持ち、介護施設・事業所に介護職員として再就職する者への準備金の貸付けを実施しており、介護職員の人材確保につなげていく。

■元年度事業実績（評価）

1 選考会を開催し、介護福祉士等修学資金の決定し貸付けを決定した。

・貸付決定者数及び決定額：42名（85,409,600円） *うち外国人留学生6名

(1) 貸付金交付者数 80名 [うち退学者 4名含む]
(うち生活費加算 16名)

【内訳】令和 1 年度 決定者	42 名 (うち生活費加算 10 名)
平成 30 年度決定者	32 名 (うち生活費加算 6 名)
平成 29 年度決定者	5 名 (うち生活費加算 0 名)
平成 28 年度決定者	1 名 (うち生活費加算 0 名)

(2) 貸付金交付額 69,074,300 円

2 介護福祉士実務者研修受講資金

- ・貸付金交付者数 117 名 (令和 2 年 1 月末現在)
- ・貸付金交付額 16,665,214 円

3 離職介護人材再就職準備資金

- ・貸付金交付者数 0 名 (令和 2 年 1 月末現在)

■ 2 年度重点目標

- 1 貸付対象者への制度の周知、定着
- 2 適切な貸付け及び債権管理
- 新 3 法人保証制度導入に伴う周知

■ 2 年度事業内容

1 介護福祉士等養成施設の修学資金貸付

貸付予定者数：46 名

- ・貸付額(上限)：月額 50,000 円、入学準備金 200,000 円、就職準備金 200,000 円
【新】国家試験受験対策費 2 年間のみ、年 40,000 円
生活費加算 (月額：介護福祉士等修学資金貸付要領に定められた額、
対象：生活保護世帯等)
- ・返還免除：卒業して資格を取得し、対象業務に 5 年間従事した場合、貸付金の返還が免除される。

2 介護福祉士実務者研修の受講料貸付

貸付予定者数：160 名

- ・貸付額(上限)：一括、200,000 円
- ・返還免除：修了して資格を取得し、対象業務に 2 年間従事した場合、貸付金の返還が免除される。

3 離職者の再就職準備金貸付

貸付予定者数：10 名

- ・貸付額(上限)：一括、200,000 円
- ・返還免除：再就職後、対象業務に 2 年間従事した場合、貸付金の返還が免除される。

保育士修学資金等貸付事業

保育士修学資金等貸付事業(予算書:P47)

予算額 91,860千円 (前年度 90,241千円)

保育士修学資金等事務費事業(予算書:P47)

予算額 7,000千円 (前年度 7,000千円)

■事業趣旨

保育士指定養成施設に在学し、保育士の資格取得を目指す学生に対し資金を貸付け、修学を支援することにより、保育士の確保を図る。

また、保育補助者の雇上げに必要な費用の貸付け、未就学児をもつ保育士に対する保育料の一部貸付けや潜在保育士が再就職する場合の就職準備金の貸付け等を実施しており、保育士の人材確保につなげていく。

■元年度事業実績（評価）

1 選考会を開催し、保育士修学資金を決定し貸付けを行った。

・貸付決定者数及び決定額：36名（64,184,080円）

(1) 貸付金交付者数 69名 [うち退学者 1名含む]
(うち生活費加算 13名)

【内訳】令和1年度 決定者 35名 (うち生活費加算 8名)

平成30年度決定者 33名 (うち生活費加算 5名)

平成28年度決定者 1名 (うち生活費加算 0名)

(2) 貸付金交付額 58,956,040円

・令和1年度 貸付決定者交付額 (31,292,040円)

・平成30年度貸付決定者交付額 (27,364,000円)

・平成28年度貸付決定者交付額 (300,000円)

2 保育補助者雇上費（令和2年1月末現在）。

・貸付決定件数及び決定額：1件（7,969,464円）

3 就職準備金等の貸付けを行った（令和2年1月末現在）。

(1) 未就学児をもつ保育士に対する保育料の一部貸付

・貸付交付者数及び交付額：5名（677,425円）

(2) 就職準備金貸付

・貸付交付者数：0名

(3) 未就学児をもつ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付

・貸付交付者数：0名

■2年度重点目標

1 貸付対象者への制度の周知、定着

2 適切な貸付け及び債権管理

■ 2年度事業内容

1 保育士修学資金貸付 [平成 27 年度より開始]

貸付予定者数：40名（うち生活保護世帯等 8名）

- ・貸付額(上限)：月額 50,000 円、入学準備金 200,000 円、就職準備金 200,000 円
生活費加算（月額：保育士修学資金貸付要領に定められた額、
対象：生活保護世帯等）
- ・返還免除：卒業して資格を取得し、対象業務に 5 年間従事した場合、貸付金の返還が免除される。

2 保育補助者雇上費貸付 [平成 28 年度より開始]

貸付予定者数：5名（対象は、保育所又は、事業所）

- ・貸付額(上限)：年間、2,953,000 円
- ・貸付期間：最長 3 年間
- ・返還免除：保育補助者が原則として 3 年間で保育士資格を取得又は、これに準じた場合、貸付金の返還が免除される。

3 未就学児をもつ保育士に対する保育料の一部貸付 [平成 28 年度より開始]

貸付予定者数：5名

- ・貸付額(上限)： $54,000 \text{ 円} \times 1/2 \times 12 \text{ ヶ月} = 324,000 \text{ 円}$
- ・貸付期間：1 年間
- ・返還免除：対象業務に 2 年間従事した場合、貸付金の返還が免除される。

4 就職準備金貸付 [平成 28 年度より開始]

貸付予定者数：5名

- ・貸付額(上限)：一括 200,000 円
- ・返還免除：再就職後、対象業務に 2 年間従事した場合、貸付金の返還が免除される。

5 未就学児をもつ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付 [平成 29 年度より開始]

- ・貸付額(上限)：年額 123,000 円以内（利用料金の半額）
- ・貸付期間：2 年間
- ・返還免除：対象業務に 2 年間従事した場合、貸付金の返還が免除される。

児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業

児童養護施設退所者等貸付事業(予算書:P49)

予算額 13,392千円 (前年度 15,413千円)

■事業趣旨

児童養護施設や自立援助ホーム等を退所した者で、就職した者又は大学等へ進学した者のうち、保護者がいない又は保護者の養育拒否等により、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難な状況にある者又はそれらが見込まれる者に対して、家賃相当額の貸付けや生活費の貸付けを行うことで安定した生活基盤を築き、これらの者の円滑な自立を支援する。

■元年度事業実績（評価）

1 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金の貸付けを行った。

- (1) 貸付交付者数及び交付額（令和2年1月末現在）
- | | |
|----------|-----------------|
| ①生活支援費 | 7名 (3,500,000円) |
| ②家賃支援費 | 7名 (1,854,000円) |
| ③資格取得支援費 | 2名 (500,000円) |

■2年度重点目標

- 1 貸付対象者への制度の周知、定着
- 2 適切な貸付け及び債権管理

■2年度事業内容

1 資金貸付

(1) 生活支援費（貸付予定者数：9名）

大学等への進学により児童養護施設等を退所した者等であって、保護者がいない又は保護者からの養育拒否等により、安定した生活基盤の確保が困難又はそれが見込まれる者に対して生活費として貸し付ける。

【貸付期間】大学等に在学する期間

【貸付額】月額5万円

(2) 家賃支援費（貸付予定者数：9名）

大学等への進学又は就職により児童養護施設等を退所した者等であって、保護者がいない又は保護者の養育拒否等により、安定した生活基盤の確保が困難又はそれが見込まれる者に対して、住居費として家賃相当額（管理費及び共益費含む。）を貸し付ける。

【貸付期間】進学者：大学等に在学する期間

就職者：児童養護施設等を退所から2年を限度として就労している期間

【貸付額】1月あたりの家賃相当額（管理費及び共益費含む。）

*居住する地域における生活保護制度上の住宅扶助額を限度

(3) 資格取得支援費（貸付予定者数：5名）

児童養護施設等に入所中又は退所後4年以内の者であって、就職に必要な各種資格を取得することを希望する者に対して貸し付ける。

【貸付額】資格取得に要する費用の実費（上限25万円）

2 返還免除

一定の条件を満たした場合には貸付金の返還免除

- (1) 進学者：大学等を卒業した日から1年以内に就職し、かつ5年間引き続き就業を継続したとき
- (2) 就職者：就職した日から5年間引き続き就業を継続したとき
- (3) 資格取得希望者：就職した日から2年間引き続き就業を継続したとき

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業

ひとり親家庭貸付事業(予算書:P51)

予算額 14,872千円 (前年度 18,568千円)

■事業趣旨

高等職業訓練給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し入学準備金・就職準備金を貸付け、これらの者の修学を容易にすることにより、資格取得を促進し、自立の促進を図る。

■元年度事業実績（評価）

1 ひとり親家庭高等職業訓練促進資金の貸付けを行った。

(1) 貸付交付者数及び交付額（令和2年1月末現在）

- ①入学準備金 10名 (4,857,216円)
- ②就職準備金 13名 (2,600,000円)

■2年度重点目標

1 貸付対象者への制度の周知、定着

入学準備金を貸付けた方で養成機関を修了する方への就職準備金の案内

2 適切な貸付け及び債権管理

■2年度事業内容

1 資金貸付（貸付予定者数：入学準備金20名 就職準備金15名）

ひとり親家庭の親で、高等職業訓練促進給付金の支給対象者に対し、養成機関への入学時に入学準備金を貸付け養成機関を修了し、かつ資格を取得した場合に、就職準備金を貸し付ける。

- (1) 入学準備金：50万円以内
- (2) 就職準備金：20万円以内

2 返還免除

養成機関を修了し、かつ資格を取得した日から1年以内に就職し、取得した資格が必要な業務に5年間引き続き業務に従事したとき。※業務に従事する区域は県内に限定しない。

福祉人材センター

福祉人材センター事業

福祉人材センター事業(予算書:P32)

予算額 72, 870千円 (前年度 67, 840千円)

■事業趣旨

県民の福祉の仕事への関心を高め福祉人材を確保するとともに、求職者と福祉職場との適切なマッチングを図るとともに、就業者の定着化等を支援し、福祉サービスの安定的な供給及び質の向上を進める。

■元年度事業実績（評価）

1 ふくし総合フェアの開催

令和元年7月にふくし就職フェア、福祉機器展及びノーリティングの普及等を一体的に行う「ふくし総合フェア」を関係機関との連携により初めて開催した。

例年同時期に開催しているふくし就職フェアと比べ、来場者は大幅に増加したことから、県民の福祉の仕事への関心を高めるためには一定の効果があったと考える。

実際に福祉職場へ就職する人の増加にはつながっているとはいえないが、裾野を広げる意味から次年度も継続して開催する。

2 新規求職者の確保

高知県内の有効求人倍率（令和元年12月時点）は、全業種で1.0を超えるなか、特に福祉・介護業種の平均有効倍率は2.79倍と高水準となっており、労働者人口の減少等が進むなか、福祉・介護分野での人材確保が困難になってきている。

福祉人材センターの有効求職者のうち、直ぐに就職を目指す求職者は減少傾向にあることから、求職者確保を進めるため、県内量販店での出張相談会等を実施するとともに、県外求職者開拓として、高知県U・Iターン就職相談会及び県外大学訪問等を積極的に行った。

3 求職者と求人のマッチング

就職者数（令和元年12月末時点）は191名で、前年度同期の212名と比較して減少傾向にある。

■2年度重点目標

1 福祉職場のイメージアップ及び新規求職者の確保

元年度に引き続き、ふくし総合フェアを開催するほか、学校及び地域に出向いた広報啓発を行い、広く県民に対して福祉の仕事への関心の高めるとともに、新たな求職者の確保を進める。

2 関係団体との連携による福祉人材確保対策の推進

福祉関係団体が一体となり、ふくし総合フェアの開催等を通じて福祉の仕事のイメージアップを図るほか、新たに福祉人材確保のあり方検討会を設置し、今後の人材確保及び定着のあり方及び有効策等の研究・協議を行う。

■ 2年度事業内容

1 無料職業紹介事業の実施

各種事業と連動して新規求職者の確保に努め、個々の求職者の相談に応じ、ニーズに応じた職場紹介を進めるとともに、事業所訪問等を通じて求職者ニーズに応じた求人を開拓し、マッチングを進める。

また、県内広く職業紹介を行うため、県東部を安芸市社協に、幡多地区を四万十市社協に福祉人材バンク事業を委託する。

2 就職説明会及び相談会の開催

(1) ふくし総合フェア及びふくし就職フェアの開催

福祉職場への就職の支援を行うとともに、福祉職場のイメージアップの図るため、令和2年7月に「ふくし総合フェア」として、ふくし就職フェア、福祉機器展及びノーリフティングの普及等を一体的に行うとともに、令和2年12月にふくし就職フェアを単独開催する。

〔拡〕(2) 中山間地域等における就職相談会の開催（県内8ヶ所）

働き手の確保が特に難しい中山間地域等において福祉人材確保を目的とした就職相談会やバスツアーを開催する。開催地域は前年度比で2か所増の8か所（安芸、中央東、嶺北、高吾北、奥吾北、幡多、奥幡多、幡多地域）とする。

3 法人・事業所の支援

(1) 訪問相談の実施

(2) 福祉人材確保支援セミナーの開催（年2回）

4 介護助手制度導入支援による就業機会拡大

中高年齢者や主婦層の就業を推進するため、事業所への介護助手制度の普及及び導入支援を行うとともに、県民向けのPRを進める。

5 広報啓発

(1) 求職者確保のための広報活動の実施

- ①資格取得講座（介護職員初任者研修・実務者研修）に出向いての広報
- ②ハローワーク高知での出張相談
- ③県外福祉系大学等の本県出身者へのアプローチ

近畿地区や中四国地区を中心とした県外福祉系大学への訪問を行い、ガイダンス等を通じて高知県出身学生の求職登録を進めるとともに、高知県出身学生が卒業後にUターン就職ができる支援する。

④県外求職者に対する求職者開拓・移住者支援

高知県U・Iターン就職相談会に出展し、高知県への移住希望者に対して福祉職場への就業促進を図るとともに、福祉職場の移住者への資格取得支援を行う。

⑤関係団体と連携したPR

⑥インターネットを活用した広報

(2) 福祉の仕事への関心を高める取組の実施

- ①高校生福祉のしごとセミナーの開催
- ②福祉・介護の仕事ガイドブックの改訂（県内高校生等に配布）
- ③福祉職場体験事業の実施

6 人材確保の推進に向けての研究・協議

(1) 福祉研修センターと一体的な運営委員会の開催（年2回）

新 (2) 福祉人材確保のあり方検討会の開催（年3回）

福祉人材の確保及び定着に有効となる介護助手制度、ノーリフティング及びＩＣＴ等の導入のあり方並びに効果的な採用活動の工夫等について、関係機関と研究・協議する検討会を開催する。

保育士人材確保受託事業

保育士人材確保受託事業(予算書:P36)

予算額 8,378千円（前年度 7,097千円）

■事業趣旨

保育士人材を安定的に確保するために、潜在保育士の掘り起しや就職支援などを行う保育士再就職支援コーディネーターを福祉人材センターに配置するとともに、保育士養成施設の学生等に対する就職説明会、保育所の管理者や保育士に対する研修などを関係団体と連携しながら実施する。

■元年度事業実績（評価）

1 求人登録、求職者のマッチングの実施

令和元年度は1月末現在の有効求人106件に対して求職登録者が62名であり、在職者や子育て世代等も多く、すぐに就職につながる登録者が少なく、保育士の登録促進が大きな課題である。

2 高校に出向いての説明会の実施

県内22校(令和2年1月末)の高校を積極的に訪問し、説明会を実施した。保育士の仕事に対する関心は高いことから、今後、職場体験など他の事業とも連動させた取組が重要である。

3 保育士就業継続支援研修の開催

保育士の定着支援や働きやすい職場づくりのための研修として「若手保育士のための職場定着セミナー」を実施し、日頃悩んでいることの共有や参加者の士気向上の場となった。

■2年度重点目標

- 1 求職者の確保のための保育士の登録促進
- 2 高校生等への保育士の仕事の啓発
- 3 子育て世代等の保育士のニーズに合った求人の確保

■2年度事業内容

1 保育士人材の求職登録の促進及びマッチングの実施

離職保育士届出制度等の広報とあわせて、就職相談会の実施による福祉人材センターの周知を行い、離職保育士・潜在保育士の求職登録につなげていく。また、県内外の大学等保育士養成校訪問を行い、求職登録を進めてマッチングを実施する。

2 高等学校等での説明会の開催

県内の高等学校を対象に、保育士の仕事の魅力や働き方など関心を高めてもらうことを目的に学校に出向いての説明会を実施する。

3 子育て世代等の保育士のニーズに合った求人の確保

子育て世代を含む保育士のニーズに合った求人を確保するため、保育所・認定こども園への訪問・相談を強化し、求人の開拓・創出を事業所に働きかけていく。

介護支援専門員実務研修試験事業

介護支援専門員実務研修試験事業(予算書:P17)

予算額 5,321千円 (前年度 7,601千円)

■事業趣旨

介護支援専門員の業務に関する演習等を主体とする実務的な研修を行うに際し、事前に、介護保険制度、要介護認定等、在宅サービス計画等に関する必要な専門知識等を有していることを確認するための試験を実施する。

介護等体験事業

■事業趣旨

教育職員免許法の特例に基づき、小学校及び中学校の教諭の普通免許状を取得しようとする者に義務付けられた社会福祉施設等での「介護等の体験」に関し、対象となる社会福祉施設等への円滑な受け入れを推進する。

[令和2年度 受入(予定)人数 300名 ／ 受入(予定)学校数 15校]

福祉研修センター

福祉研修センター事業

福祉研修センター事業(予算書:P26)	予算額	34, 291千円 (前年度30, 589千円)
介護支援専門員実務研修事業(予算書:P14)	予算額	8, 484千円 (前年度 8, 491千円)
介護支援専門員更新研修事業(予算書:P14)	予算額	15, 268千円 (前年度14, 998千円)
介護支援専門員研修受託事業(予算書:P32)	予算額	5, 267千円 (前年度 5, 183千円)
認知症高齢者介護研修事業(予算書:P34)	予算額	9, 747千円 (前年度10, 001千円)
高齢者こころのケアポーター養成事業(予算書:P34)	予算額	1, 076千円 (前年度 1, 577千円)
相談支援従事者研修事業(予算書:P36)	予算額	6, 973千円 (前年度 7, 100千円)
地域子育て支援センター職員研修事業(予算書:P34)	予算額	1, 828千円 (前年度 1, 828千円)

■事業趣旨

「地域の福祉力」や「福祉サービスの質」を向上させるため、福祉の仕事に従事している職員の資質向上と定着を図るよう、福祉職場における意図的、計画的な人材育成を推進する。

■元年度実績（評価）

1 体系的な研修の提供

組織性を高める職員階層別研修、専門性を高めるケア研修及びソーシャルワーク研修、介護支援専門員研修など、福祉研修センターとして企画する約250日の体系的な研修について、計画的かつ円滑に提供できた。

なお、小規模事業所等が参加しやすい研修企画を行い、計31日の研修を実施している。

2 研修体系の見直し

高知県及び福祉研修実施機関と「研修体系の見直し検討会」を開催し、高知県における福祉人材像及び人材育成目標を検討するとともに、各機関が現在実施している福祉研修を総合的に体系化する整理作業を行った。

そのうえで、福祉研修センターが担うべき研修の検討を行い、令和2年度から段階的に研修の一部見直しを行うこととしている。

3 研修事務手順書の作成

福祉研修センターにおける研修事務の標準化及び効率化を図るとともに、人事異動及び新規採用に伴う事務引き継ぎの円滑化及び教育指導に役立てるため、新たに研修事務手順書を作成した。

■2年度重点目標

1 研修体系の強化・充実

職員の定着につながる組織強化及び労働環境整備に係る研修、コミュニケーション能力の向上に係る研修を新たに開催するほか、地域で開催するケア研修等の充実を図るなど、研修体系の強化・

充実を図る。また、令和3年度における更なる研修体系の強化に向け、現在実施している研修の見直しを進める。

2 他の福祉研修実施機関との連携強化

高知県における福祉人材の育成を進めていくため、福祉研修センター、各種別協議会及び職能団体等が実施する研修を体系的に可視化するとともに、役割分担及び連携する仕組みづくりを進める。

■ 2年度事業内容

1 体系的な研修の実施（別紙「研修体系図」P44 参照）

■ 拡 (1) 職位階層別研修

職位階層に応じて求められる役割行動等ができるよう、新任職員、先輩職員、中堅職員、指導的職員、管理職員の研修等を開催する。

- | | | |
|---------------------|----------|--------------|
| ア 新任職員研修（ステップ1・2・3） | イ 先輩職員研修 | ウ 中堅職員研修 |
| エ 指導的職員研修 | オ 管理職員研修 | カ 人材育成推進セミナー |

■ 新 (2) 組織強化及び労働環境整備に係る研修

職員の定着につながる組織強化及び労働環境整備に係る研修を開催するとともに、今後導入等が必要となるＩＣＴ及び外国人労働者に関する研修を開催する。

- | | | |
|-------------------|--------------|---------------|
| ア メンタルヘルス研修 | イ 業務の標準化研修 | ウ 職場研修担当者養成研修 |
| エ タイムマネジメント研修 | オ 5S（環境整備）研修 | カ I C T利活用研修 |
| キ 外国人労働者受入れに関する研修 | | |

■ 新 (3) コミュニケーション能力向上研修

対人援助及びチームケアの専門職として求められるコミュニケーション能力の向上を支援する研修を開催する。

- | | |
|---------------------|---------------|
| ア アサーティブコミュニケーション研修 | イ ファシリテーション研修 |
| ウ アンガーマネジメント研修 | |

■ 拡 (4) ケア研修

利用者の尊厳を守りながら、適切なケアが提供できるように、知っておかなければならないケアの基本知識及び技術を学べるようテーマごとに開催するとともに、ケアリーダーの資質向上のための研修を開催する。

- | | |
|-----------------------------|--|
| ア テーマ別研修（地域開催実施） | |
| (ア) 1日型研修（1テーマにつき3～8回） | |
| ①権利擁護 ②医療との連携 ③介護技術 ④アセスメント | |
| (イ) 半日型研修（1テーマにつき3回） | |
| ①感染症予防 ②リスクマネジメント ③苦情の対応と理解 | |
| ④介護者が受けるハラスメント ⑤メンバーシップ ⑥接遇 | |
| ⑦レクリエーション | |
| イ ケアリーダー研修（2回）（地域開催実施） | |

(5) ソーシャルワーク研修

相談援助を行っている職員を対象に、相談援助の基本的理解を促進するとともに、ソーシャルワークのスキルを学ぶ研修を開催する。

- ア 基礎研修（2回）
- イ 応用研修

(6) 福祉の仕事はじめの一歩講座

福祉の仕事に興味・関心のある人を対象に、福祉の仕事の魅力や特徴等について、実際に施設・事業所の見学を行いながら学べる講座を開催する。（12回）

(7) 介護支援専門員研修（法定）

介護支援専門員の資格取得（実務研修）、資格の更新（更新研修）、資質向上（専門研修）、資格の再取得（再研修）、主任資格の取得（主任研修）、主任資格の更新（主任更新研修）を段階的かつ体系的に実施する。

- ア 介護支援専門員実務研修（試験合格者／1回／14日＋実習）
- イ 介護支援専門員専門研修専門研修課程Ⅰ（就業後6か月以降の現任者／1回／8日）
- ウ 介護支援専門員専門研修専門研修課程Ⅱ（就業後3年以上の現任者／3回／4日）
- エ 介護支援専門員更新研修専門研修課程Ⅰ（専門員証更新時期の方／1回／8日）
- オ 介護支援専門員更新研修専門研修課程Ⅱ（専門員証更新時期の方／3回／4日）
- カ 介護支援専門員更新研修実務未経験者研修（専門員証更新時期の方／1回／9日）
- キ 介護支援専門員再研修（専門員証有効期間切れの方／2回／9日～10日）
- ク 主任介護支援専門員研修（実務経験5年以上等／1回／12日）
- ケ 主任介護支援専門員更新研修（主任修了証更新時期の方／1回／8日）

(8) 認知症高齢者介護研修（法定）

認知症高齢者がその有する能力に応じて自立した生活を営むことができるよう、認知症介護に従事する者を対象として実践的な知識と技術の習得を図る研修を通じて、認知症介護のリーダー職員や専門職員を養成し、認知症高齢者に対する介護サービスの充実を図る。

- ア 基礎研修（8回／1日）
- イ 実践者研修（4回／7日・職場実習4週間）
- ウ 実践リーダー研修（1回／16日・職場実習4週間）
- エ 実践リーダー研修フォローアップ研修（1回／1日）
- オ 認知症対応型サービス事業管理者研修（3回／2日）
- カ 認知症対応型サービス事業開設者研修（3回／1日）
- キ 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修（3回／2日）

(9) 高齢者こころのケアサポーター養成研修

高齢者の自殺率が高い本県において、「うつ病」についての正しい知識と傾聴の技法を学び、ゲートキーパー（自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができる人）としての役割が期待される「こころのケアサポーター」を養成する。

- ア 高齢者こころのケアサポーター研修（2回／1日）
- イ フォローアップ研修（1回／1日）

(10) 子育て支援員研修

地域子育て支援センター等を対象に、基本研修及び専門的なテーマについて研修を実施し、子育て支援に関わる方の資質及び専門性の向上を図る。

- ア 地域子育て支援拠点事業（2日）
- イ 子育て支援センター施設長研修（1回／1日）
- ウ 地域子育て支援拠点事業フォローアップ（4日）

(11) 相談支援従事者研修（法定）

相談支援又は障害福祉サービス等が円滑に実施され、地域の障害者等の意向に基づく生活を支援するため、相談支援等を提供する者を育成し、相談支援等の質の向上を図る。

- ア 相談支援従事者初任者研修（1回／7日）
- イ 相談支援従事者現任者研修（1回／4日）
- ウ サービス管理責任者基礎研修（1回／5日）
- エ サービス管理責任者更新研修（1回／2日）
- オ 相談支援従事者専門コース別研修（1回／2日）

2 研修情報の収集及び提供

福祉研修センターが実施する研修をはじめ、各種別協議会及び職能団体等が実施する研修の情報を収集し、便覧及びホームページを通じて提供する。

- (1) 福祉研修便覧の作成（3,000部作成）
- (2) ホームページによる研修情報の提供

3 福祉人材センターとの一体的な運営委員会の開催

福祉職場の現状や課題及び福祉研修センターの方向性や事業内容等について、福祉施設・事業所、市町村社協、大学等の関係者と協議を行う。（2回開催）

4 他の福祉研修実施機関との連携強化

高知県における福祉人材の育成を進めていくため、福祉研修センター、各種別協議会及び職能団体等が実施する研修を体系的に可視化するとともに、役割分担及び連携する仕組みづくりを進める。

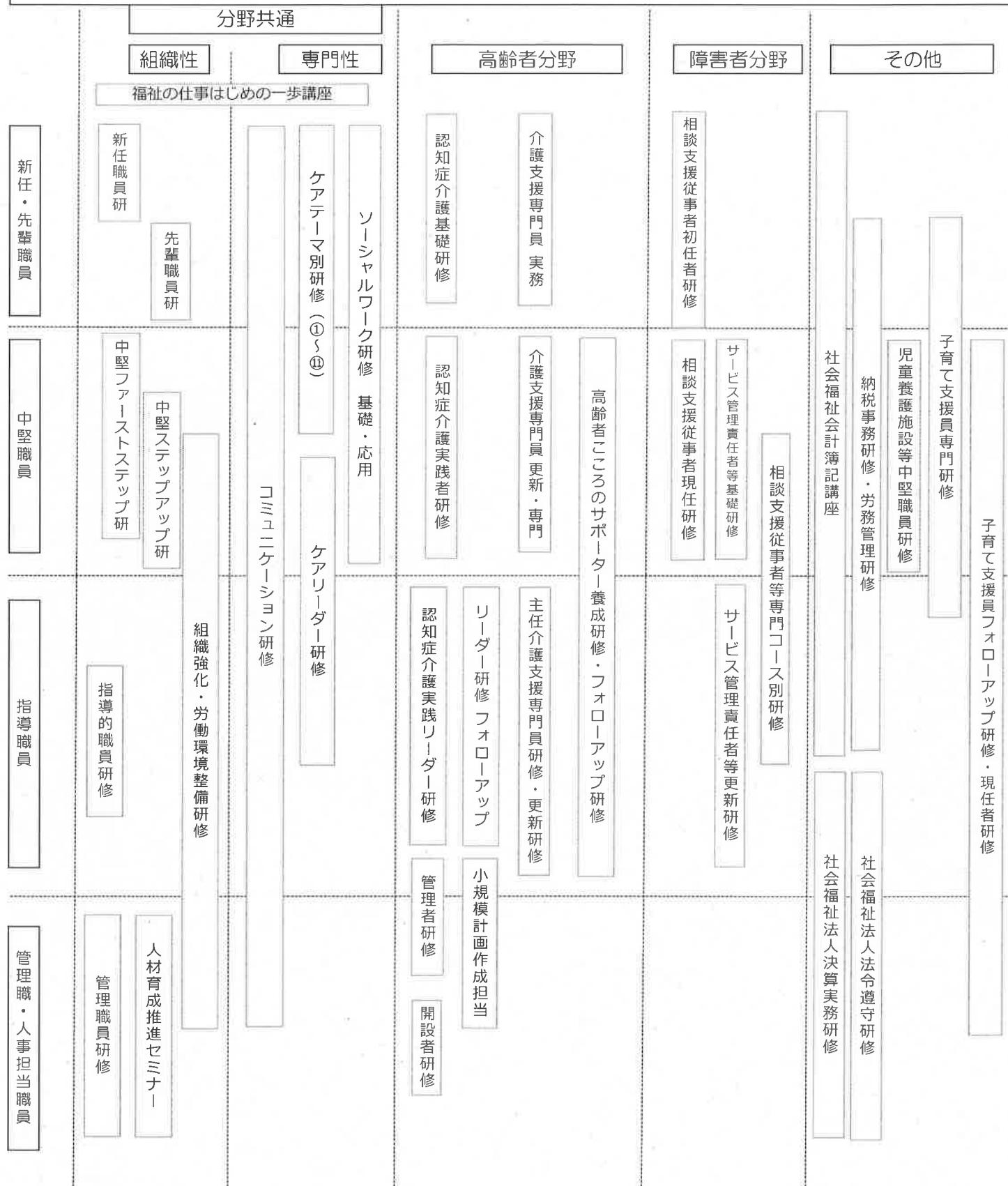
- (1) 福祉研修実施機関が実施している研修の体系的な可視化
- (2) 研修の役割分担及び連携に係る調整

5 その他

- 新**
- (1) 福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程（全国社会福祉協議会作成）の指導者養成及び導入の検討
 - (2) 福祉施設・事業所等からの研修に関する相談対応

2020年度 高知県福祉研修センター研修体系

新任職員……入職後間もなく、先輩及び指導職員から指導を受ける立場。概ね入職後1年未満の職員。
 先輩職員……事業所に後輩ができた職員。指導職員から指導を受けるが、自分も後輩に教える立場。概ね入職後2年未満の職員。
 中堅職員……事業所内で中核を担う職員。現場のリーダーとしてチームを動かす職員。概ね入職後3年以上経過した職員。
 指導職員……事業所内で人材育成を担う職員。職員の育成計画作成や具体的な指導を行う立場。
 管理職・人事担当職員……事業所の管理を行い、職員採用や配置に関わる立場。



法人振興課

社会福祉施設等経営支援事業

社会福祉施設等経営支援事業(予算書:P26)

予算額 7,327千円 (前年度 6,670千円)

■事業趣旨

社会福祉施設等の安定的な経営とサービスの質向上を推進するため、各法人・施設等における経営課題の解決に関する支援を行う。

■元年度事業実績（評価）

1 経営実務研修の実施

会計簿記の初級、中級、上級、財務管理や社会福祉法人決算実務研修、税務・労務管理のための研修、法令遵守研修会を実施した。

2 経営相談への対応

法人経営全般に関する相談について、本会担当職員が対応している。

■2年度重点目標

1 適切な財務・税務・労務管理を行うための研修等を通じた支援

■2年度事業内容

1 経営実務研修の実施

(1) 社会福祉会計簿記講座

- ①入門講座（1回）
- ②初級講座（1回）
- ③中級講座（1回）
- ④上級講座（1回）
- ⑤財務管理（1回）

(2) 社会福祉法人決算実務研修会（年1回）

(3) 納税事務研修（1回）

(4) 労務管理研修（1回）

(5) 法令遵守研修会（1回）

2 経営相談の実施

一般相談（県社協職員）及び専門相談（弁護士・税理士・社会保険労務士）の実施

3 高知県社会福祉法人経営者協議会と連携した取組

(1) 社会福祉法人の公益的な取組の推進

(2) 災害福祉支援ネットワークの体制整備

社会福祉法人・公益的取組推進事業

社会福祉法人・公益的取組推進事業(予算書:P18)

予算額 287千円(前年度 303千円)

■事業趣旨

市町村又は複数市町村単位で、市町村社協と福祉施設経営法人が連携して公益的な取組を推進することができるように、社会福祉法人連絡会等の設置を進める。

■元年度事業実績（評価）

先行する高知市、南国市に続き、四万十市、宿毛市、いの町、しまんと町でも社会福祉法人連絡会が開催され、公益的な取組に向けた検討が進められている。

また、社会福祉法人・公益的な取組推進フォーラムを開催し、取組のあり方及び先行事例を共有し、今後の方向性を示すことができた。

■2年度重点目標

先行的に始まっている社会福祉法人のプラットフォームの実践事例を周知し、同様の取組を県内各地に広げるとともに、プラットフォームを通じた具体的な取組を支援する。

■2年度事業内容

1 市町村単位等による社会福祉法人のプラットフォームづくりの伴走的支援

局内の部署を越えたプロジェクトチームを設置し、市町村又は複数市町村単位に担当者を配置して伴走的支援を行う。

2 社会福祉法人の公益的な取組推進フォーラムの開催

社会福祉法人に求められる公益的な取組について、施設経営法人と市町村社協が協働する先行事例から高知県全体の取組状況を共有し、それぞれの市町村等での実践を促進するフォーラムを開催する。

3 関係団体との意見交換会の開催

公益的な取組とそのプラットフォームづくりをともに推進する県域団体である高知県社会福祉法人経営者協議会及び高知県市町村社会福祉協議会連絡会との意見交換会を開催する。

新災害福祉支援ネットワーク運営事業

災害福祉支援ネットワーク運営事業(予算書:P38)

予算額 2,889千円

■事業趣旨

県内外で災害救助法が適用される災害が発生した際に、一般避難所に避難する高齢者、障害者、子ども等の災害時要配慮者の福祉ニーズに的確に対応し、必要な支援ができるよう、高知県における災害福祉支援ネットワークを構築するとともに、一般避難所に派遣する災害派遣福祉チーム（通称「D-WAT」）の人材養成等を進める。

■ 2年度重点目標

- 1 災害派遣福祉チームの人材養成
- 2 官民協働による高知県災害福祉支援ネットワークの構築

■ 2年度事業内容

1 災害派遣福祉チーム運営会議の開催

高知県、高知県社協、高知県社会福祉法人経営者協議会、施設協議会、職能団体等が参加する災害派遣福祉チーム運営会議を開催し、災害派遣福祉チームの派遣の仕組み等を協議する。

2 災害派遣福祉チームのチーム員登録研修の開催

3 その他

- (1) 関係団体を対象とした説明会の開催
- (2) 県外先駆的事例の情報収集

地域密着型サービス事業所外部評価事業

地域密着型サービス外部評価事業(予算書:P14)

予算額 10,488千円 (前年度 10,359千円)

■事業趣旨

地域密着型サービス事業所（認知症高齢者グループホーム）が提供するサービスの質を、事業者及び利用者以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価し、その評価結果を受けて個々の事業者が事業運営における問題点を把握し、サービスの質を向上させることを目的としている。

また、評価結果をWAMNETに公表し、利用者が適切にサービスを選択できる仕組みとする。

■元年度事業実績（評価）

県内のグループホーム80事業所の評価を実施し、改善点等の気づきを事業所の目標達成計画につなげた。

外部評価調査員連絡会を2回実施し、外部評価調査員の資質向上に努めた。

外部評価調査に赴く前に調査対象事業所に自己評価ガイドラインを配付し、自己評価への取組促進及び外部評価制度の趣旨、目的の理解と浸透に努めた。併せて、自己評価実施に関するアンケート調査を行った。

■ 2年度重点目標

- 1 新規外部評価調査員に養成を行う。
- 2 外部評価調査員の資質向上のために外部評価調査員連絡会を開催する。
- 3 グループホームに対して、外部評価等制度の趣旨、目的の理解と浸透を図る。
- 4 外部評価結果の有効活用のために県、市町村等関係機関との連携を図る。

■ 2年度事業内容

- 1 外部評価実施予定数：84事業所
- 2 外部評価調査員の新規養成及び外部評価調査員連絡会の実施
- 3 引き続き外部評価調査実施事業所にアンケート調査を行い、自己評価の実態を把握したうえで今後に活かす。

福祉サービス第三者評価事業

福祉サービス第三者評価事業(予算書:P14)

予算額 2,522千円 (前年度 1,938千円)

■事業趣旨

社会福祉施設等が提供する福祉サービスの質を、事業者及び利用者以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価し、個々の事業者が事業運営における問題点を把握し、サービスの質向上に資する。また、評価結果を公表することにより、利用者の適切なサービス選択に資する。

■元年度事業実績（評価）

- 1 社会的養護関係施設4施設の第三者評価を行った。

児童養護施設【2】

(福) 同朋会 さくら園

(福) 栄光会 若草園

母子生活支援施設【1】

(福) 高知県福祉事業財団 ちぐさ

児童自立支援施設【1】

高知県立希望が丘学園

- 2 福祉サービス第三者評価 2施設の第三者評価を行った。

有料老人ホーム【1】

(株) よんでんライフケア よんでんライフケア高知

障害者支援施設【1】

(福) 来島会 南海学園

■ 2年度重点目標

- 1 評価の適切な運営と実施
- 2 評価の質を担保するための評価調査者の確保・育成

■ 2年度事業内容

- 1 社会的擁護関係評価受審予定施設：6施設

児童養護施設【4】

(福) 高知慈善協会 博愛園

(福) 南少 南海少年寮

(福) 高知県福祉事業財団 子供の家

(福) みその児童福祉会 高知聖園天使園

母子生活支援施設【1】

(福) 安芸二葉慈愛協会 安芸和光寮

情緒障害児短期治療施設【1】

(福) 同朋会 さくらの森学園

2 福祉サービス第三者評価予定施設

1 施設

3 評価調査者の養成

新たに3名の評価調査者を養成する

いきいきライフ推進課

生きがい健康づくり推進事業

生きがい健康づくり推進事業(予算書:P24)

予算額 45,442千円 (前年度 44,658千円)

■事業趣旨

高知県では2040年には県内全域で高齢化率が40%を超えると推計されている。高齢になっても自らの望む地域でいきいきと暮らし続けるためには、自身の健康づくり・介護予防が必要であり、地域住民の主体的な取組が今後一層求められている。

また、平均寿命、健康寿命の伸長で示されるとおり、現在の高齢者は健康度や活動度から、かつての高齢者像が当てはまらなくなってきており、新たなシニア世代が、これまで培ってきた知識や能力を生かし、幅広く地域活動、社会活動に参画できるとともに、生きがいを持って健康に暮らさせることを推進する。

■元年度事業実績（評価）

1 シニアスポーツ交流大会

こうちシニアスポーツ交流大会2019では20種目に1,333名が参加し、2018大会1,344名と比べ微減した。多くの種目で参加者は減少傾向にあり、大会PRの強化や大会参加者拡大に向けた体験教室の開催、県内シニアの競技人口の底上げが図られるよう各競技団体との連携や支援に取り組んでいくことが必要である。

2 高知県オールドパワー文化展

オールドパワー文化展は、過去500点を超える出展があったが、現在は400余点で推移しており、令和元年度は378点であった。社会福祉施設等からの出品は増加傾向にあるが、今後は、開催時期の検討や効果的な広報活動により出展数や来場者のさらなる確保に取り組む必要がある。

3 生きがい活動マッチング支援事業

今回で6回目となる高知の輝くシニア大賞は、例年通り、プロモーション企画のシニア川柳募集とともに実施し、表彰やセカンドライフ応援誌『タマテバコ』等を通して生きがい活動に取り組むシニアを広く周知し、啓発に努めた。

4 情報拠点機能の整備

シニア世代を対象に生きがい・健康づくりの情報を提供するインターネット媒体として運営している「高知いきがいネット」は、スマートフォンでの閲覧可能なWEBサイト改修や、活動団体の更新に取り組んだ。

紙媒体であるセカンドライフ応援誌『タマテバコ』を年4回（各5,000部）発行し、退職前世代から高齢者まで幅広い層の生きがい・健康づくりの必要性等について発信した。

■ 2年度重点目標

1 生きがい活動の振興

シニアの生きがい活動を広く推進するよう、シニアスポーツ交流大会やスポーツ体験教室、オールドパワー文化展を継続して開催する。

また、シニアライフの充実を支援するため、タマテバコや高知いきがいネット等を活用し、情報提供を強化する。

2 活動顕彰

いきいきと活動するシニアや団体を顕彰することで、シニア一人ひとりの生きがい・健康づくりの目標に資する。

■ 2年度事業内容

1 シニアスポーツを通じた生きがい活動の振興

(1) こうちシニアスポーツ交流大会 2020 の開催

シニア世代に適したスポーツ等の競技を通じ、交流の輪を広げ、積極的な健康と生きがいづくりを推進するため、次の予定で開催する。(開催日及び場所は、種目ごとに異なる。)

種目数：卓球、テニス、マラソン、ゲートボール、剣道、将棋など 20 種目

開催日：4月～6月

開催場所：県立春野総合運動公園（総合開会式）、県立武道館、ふくし交流プラザ ほか

(2) ねんりんピックへの選手派遣

10月31日～11月3日にかけて岐阜県で開催される予定の“ねんりんピック岐阜 2020”に選手団を派遣する。

(3) 体験教室の開催

シニアスポーツの普及を図るため、競技団体等と連携して体験教室を開催する。

2 第49回高知県オールドパワー文化展の開催

令和元年度は県立美術館の耐震工事のため2月に開催したが、令和2年度は例年どおり9月に開催する。

開催日：2020年9月18日（金）～23日（水）までの6日間

開催場所：県立美術館1階県民ギャラリー・第4展示室

部門：洋画、日本画、書道、写真、工芸、彫刻（6部門）

3 情報拠点の整備

(1) ホームページや関係機関・団体を通じた情報収集、発信

「高知いきがいネット」の運営を通じて活動団体の情報を収集し、県民の仲間づくりや活動の場に関する情報発信を充実する。

(2) 高知のセカンドライフ応援誌『タマテバコ』の発行

多様化するシニア世代に向け、輝いているシニアの生きがい活動や地域で行われている健康づくり活動等について発信する。

また、各種事業や活動への参加の呼びかけ、助成団体の紹介等、関係する事業との相乗効果や啓発を意識した誌面づくりを行う（年4回／各5,000部発行予定）。

4 生きがい・健康づくり推進協議会の開催

有識者を交え、生きがいや健康づくり事業に対する協議を行う。

5 活動顕彰事業

「第7回高知の輝くシニア大賞」を開催し、スポーツ、文化、地域活動分野等で県内で活躍するシニアの表彰と、その活動を広く紹介することで、生きがい・健康づくりを啓発する。受賞者は、セカンドライフ応援誌『タマテバコ』でその活動を紹介する。

地域・生きがい推進支援事業

地域・生きがい推進支援事業(予算書:P14)

予算額 3,561千円 (前年度 3,770千円)

■事業趣旨

シニア世代の生きがい・健康づくりを推進している団体を支援するとともに、全国明るい長寿社会づくり推進機構連絡協議会に参加し、県推進機構として、全国との連携を図る。

■元年度事業実績（評価）

1 高齢者生きがい・健康づくり支援事業

市町村社協や各老人クラブ等にも幅広く周知し、10市7町1村の64団体における小地域単位の活動を支援した。

2 全国明るい長寿社会づくり推進機構連絡協議会業務

全国明るい長寿社会づくり推進機構連絡協議会の総会や中国・四国ブロック会議に参加し、全国の推進機構との連携を図った。

■2年度重点目標

令和元年度に引き続き、シニア世代の社会参加の活性化を図る事業に対し助成を実施し、これまでに申請のない市町村の団体発掘に努める。

■2年度事業内容

1 高齢者生きがい・健康づくり支援事業

シニア世代の社会参加の活性化を図る事業を対象に、助成金を交付する。

対象事業及び団体：シニア世代の社会参加や活動の活性化を図る事業を実施する団体

助成額 : 1団体上限50,000円

2 全国明るい長寿社会づくり推進機構連絡協議会への参加

全国明るい長寿社会づくり推進機構連絡協議会の総会への参加、及び中国・四国ブロック会議の運営を通し、全国の推進機構との情報交換や連携を図る。

ふくし交流プラザ管理運営事業	指定管理事業
ふくし交流プラザ指定管理事業(予算書:P66)	予算額 97, 624千円 (前年度 87, 908千円)
(ふくし交流プラザ管理運営事業	予算額 80, 815千円 (前年度 73, 738千円)
(ふれあいショップ運営事業	予算額 50千円 (前年度 50千円)

■事業趣旨

高知県立ふくし交流プラザを適切に管理し、貸室等の業務を運営するとともに、本会の持つ機能やネットワークを生かし、情報発信、交流、体験、連携、相談、研修、調査・研究を総合的に取り組む拠点として整備する。

【指定管理期間：平成28年4月～令和3年3月】

■元年度事業実績（評価）

台風による研修の中止等があったものの、前年度比で稼働日数及び利用人数は増加する見込みである。また、消費税の変更に伴い貸室利用料の値上げを行ったことも相まって利用料収入は増加する見込みである。

施設開設から20年以上経過し、建物・設備が老朽化しており、必要に応じた修繕や機器の更新を行った。

■2年度重点目標

今期の指定管理期間の最終年度を迎えるこれまでの経験と実績を生かし、引き続き福祉の総合拠点としての機能の充実と環境整備に努める。

- 1 建物・設備の老朽化に対応するため、計画的な修繕・更新等を実施する。
- 2 県民が利用しやすい環境整備や空間づくりに取り組む。
- 3 災害時の避難所としての機能、役割を県主管課と協議していく。

■2年度事業内容

管理業務内容

- (1) 建物、設備等の管理
- (2) 許可施設（多目的ホール、研修室等）の貸室管理

県民介護講座事業	指定管理事業
ふくし交流プラザ指定管理事業(予算書:P66)	予算額 97, 624千円 (前年度 87, 908千円)
(県民介護講座事業)	予算額 1, 569千円 (前年度 1, 367千円))

■事業趣旨

広く県民に高齢期や障害等についての知識や理解を深めるための学びの場を提供し、誰もが安心して心豊かに暮らせる地域づくりを推進する。

■ 元年度事業実績（評価）

1 県民いきいき講座の開催

（1）体験入門講座（随時）

プラザにおいて、福祉用具コーナー等の見学、高齢者疑似体験（うらしま太郎）や車椅子体験を随時受け付けて行った。なお、中学校に出向いての出張体験を実施した。

（2）家庭介護基礎講座（年5回）

家庭介護の基本知識と技術を習得する講座を高知市外地域（北川村、中土佐町、大月町）で3回、高知市内プラザで2回開催した。

（3）高齢期知っとく講座（年20回）

高齢期をより良く暮らすために必要な知識を習得する講座を高知市内プラザ及び高知市外地域（中央東地区）で各10回開催した。

（4）高齢者疑似体験インストラクタースキルアップ研修（隔年1回）

高齢者疑似体験インストラクターの有資格者を対象とした、地域での実践事例の共有、情報交換とインストラクターとしてのスキルアップを目的とした研修を総合ふくしほうじょと同時開催し、インストラクター23名の参加があった。

2 その他の介護普及・啓発

地域・施設等からの求めに応じて、高齢者疑似体験（浦島太郎）セットの貸出しを行うとともに、障害者等の実習生の受入れを行った。

■ 2年度重点目標

地域で開催する講座は、その主体となる市町村関係団体（市町村社協、地域包括支援センター等）の介護予防活動等の充実につながるよう、実施前から連携して企画・運営していく。

2年度は「高齢期知っとく講座」について、地域開催エリアを室戸・安芸地区（予定）とし、5カ年計画（H28～H32）で県内全域での開催となるよう実施し、地域連携を推進する。

また、地域での講座・体験学習が充実するよう、高齢者疑似体験インストラクター養成講座を開催（隔年）し、インストラクターを養成する。

■ 2年度事業内容

1 県民いきいき講座の開催

（1）体験入門講座（随時）

高齢者疑似体験、車椅子体験、福祉用具見学

（2）家庭介護基礎講座（年5回）

家庭介護の基本知識と技術を習得する講座をプラザ及び地域で開催する。

（3）高齢期知っとく講座（年20回）

高齢期をより良く暮らすために必要な知識を習得する講座をプラザ及び地域で開催する。

（4）高齢者疑似体験インストラクター養成講座（年1回／2日）

高齢者疑似体験インストラクター養成講座を開催し、地域で主体的に福祉教育を推進できるよう養成する。

福祉用具展示事業

指定管理事業

ふくし交流プラザ指定管理事業(予算書:P66)

(福祉用具展示事業

予算額 97,624千円 (前年度 87,908千円)

予算額 12,815千円 (前年度 10,534千円))

■事業趣旨

障害者や高齢者の生活の幅を広げる福祉用具の活用を促進し、誰もが安心して心豊かに暮らせる地域づくりを推進する。

■元年度事業実績（評価）

福祉用具展示コーナーに相談員を常設し、介護や機器に関する相談・試用貸出のニーズに対応した。

■2年度重点目標

「ふくし総合フェア」の開催を通じて、これまでにない多様な層に福祉機器への理解を広げる。

また、専門職による「専門相談日」を設け、より専門的な相談に対応する。

■2年度事業内容

1 福祉機器等の相談の実施

一般相談（年末年始・祝日・第2日曜日を除く毎日）

専門相談（月2回）

2 福祉用具の試用貸出し

福祉機器展示コーナーの福祉用具を実際の生活の場で試用することにより、使用者により適切な用具を選んでもらうため試用貸出（2週間）を行う。

3 その他の介護普及・啓発

（1）高齢者疑似体験セットの貸出し

（2）学習DVDの貸出し

ふくし機器展事業

指定管理事業

ふくし交流プラザ指定管理事業(予算書:P66)

(福祉機器展事業

予算額 97,624千円 (前年度 87,908千円)

予算額 1,134千円 (前年度 1,020千円)

■事業趣旨

元年度に引き続き、ふくし機器展をふくし就職フェアやノーリフティング等の各種研修事業と発展的に統合させることで、小・中・高校生といった若い世代を含めたより幅広い県民に対して福祉の魅力・未来・可能性を発信していく「ふくし総合フェア」として開催する。

■元年度事業実績（評価）

第1回ふくし総合フェアとして、高知ぢばさんセンターで開催した。来場者数は2,920名であり、前年の機器展単独開催での1,800名を大幅に上回った。

機器展ブースとしては“見る！触れる！試せる！相談できる！”をテーマに18回目の開催となるが、例年通り実行委員会形式による企画会を設け、各ブース（口腔ケア、キッズ（発達・姿勢）、車イス、コミュニケーション等）やセミナー、福祉機器展示など、多様な内容において、3日間開催した。

■2年度重点目標

「ふくし総合フェア」として他事業との相乗効果を發揮するため、ふくし機器展の対象に加え、福祉に関心のある人、さらに広く県民に対し、福祉機器の必要性や福祉のイメージアップを図る。

■2年度事業内容

1 ふくし総合フェアの開催

高知ぢばさんセンターを使用し、第2回ふくし総合フェアの機器展ブースとして、福祉機器の総合的な展示会（第19回高知ふくし機器展）を実行委員会方式で開催する。（7月22日～7月23日：2日間 予定）

関係機関と内容の調整を行いながら、また、職能団体の参加形態を十分に検討しながら、多くの関係機関との情報共有を積極的に進め、より県民のニーズに合った、参加しやすい福祉の総合的なイベントとして推進していく。

プラザ自主提案事業

指定管理事業

ふくし交流プラザ指定管理事業（予算書:P66）

予算額 97,624千円（前年度 87,908千円）

（プラザ自主提案事業

予算額 1,241千円（前年度 1,199千円）

■事業趣旨

高齢者が創作・生産した手工芸品や地域特産品などを広く県民に紹介し、販売することにより、創作活動を振興し、生きがいづくりを推進するため、高知県シルバー創作団体協議会と共にシルバー手づくり展を開催する。

また、障害のある子どもと家族の可能性を広げるため、関係機関が連携して相談支援を行うとともに、福祉用具の展示紹介等を行う。

■元年度事業実績（評価）

1 シルバー手づくり展

高知県老人クラブ連合会や報道機関の後援を得て、ふくし交流プラザ2階フロアを会場に、高知県シルバー創作団体協議会と共にシルバー手づくり展を3回（第92回、93回、94回）開催した。

2 キッズ☆バリアフリーフェスティバル

医療・福祉・教育・行政機関等に広く実行委員として参画いただき、第9回キッズ☆バリアフリーフェスティバルを11月30日・12月1日の2日間開催し、467名の参加を得た。

イベントを通じ、障害がある子ども家族同士の交流や子どもの成長を支援するための意識共有やつながりづくりに努めた。

■ 2年度重点目標

1 シルバー手づくり展

高知県シルバー創作団体協議会と共に開催するシルバー手づくり展を開催し、高齢者の創作活動を振興し、生きがいづくりを推進する。

2 キッズ☆バリアフリーフェスティバル

障害種別を超えて幅広く子どもが参加できるようキッズ☆バリアフリーフェスティバルを企画実施し、同フェスティバルの実施を通じて障害のある子どもに関わる人・組織の広がり・つながりを強化する。

■ 2年度事業内容

1 シルバー手づくり展の開催

シルバー手づくり展を年3回（6月、10月、3月）開催する。

2 キッズ☆バリアフリーフェスティバルの開催

第10回キッズ☆バリアフリーフェスティバルを開催する。

（11月下旬：2日間 予定）

こうち若者サポートステーション

なんこく若者サポートステーション

地域若者サポートステーション事業

地域若者サポートステーション事業(予算書: P32)

予算額 42,022千円 (前年度 32,010千円)

こうち若者サポートステーション管理運営事業

こうち若者サポートステーション管理運営事業(予算書: P32)

予算額 43,027千円 (前年度 40,910千円)

■事業趣旨

さまざまな理由で未就労・未修学の状態にある若者に、職業的自立に向けて社会に参加する第一歩としての「場所」と「機会」を提供し、関係機関と連携して就職や進学等の進路決定に至るまでの支援とともに、就労後のフォローアップを通じて職場への定着やステップアップに向けた支援を行う。

また、令和2年度からは、「サポステ・プラス」事業として、40歳代無業者の就労支援を行う。ならびに、本支援のために福祉系機関との連携を強化する。

■元年度事業実績（評価）

29年度から拡大した新しいエリアでの活動の定着に向け、利用者支援、関係機関連携等の活動を行った。なんこく若者サポートステーション（南国市）及び各サテライト（安芸市、須崎市）で関係機関との連携や地域からの相談が日常化し、利用者の進路決定につながり始めるなど、3年目らしい成果が現れている。

ただし、それぞれのエリア周辺部での支援活動については限界があり、利用者の掘り起こしやアウトリーチ等において、令和2年度の支援の在り方を検討する必要がある。

地域若者サポートステーション事業では、厚生労働省平成30年10月19日付通知の就職基準見直しによって「就職件数」から「就職等件数」に変更され、令和2年1月末現在で「就職等件数」は129人で、年度目標の108人を越え、目標達成率119.4%である。

こうち若者サポートステーション管理運営事業（県受託事業）では、1月末現在の進路決定者数は190人で、年度目標188人を越え、目標達成率101.1%である。

また、厚生労働省による若者サポートステーション利用者に対する利用者満足調査において、大多数の調査対象者から「満足である」との回答を得た。（下欄参照）

令和元年度地域若者サポートステーション利用者満足度調査

「こうち若者サポートステーション」の調査対象者の回答結果

- | | | |
|--------------|-----------|-------------|
| ①大いに満足 47.4% | ②満足 31.6% | ③まあ満足 18.4% |
| ④不満 0% | ⑤大いに不満 0% | ⑥未回答 2.6% |

【総合評価：満足である①+②+③=97.4%（全国平均 97.7%）】

※令和元年度に厚生労働省が実施した「地域若者サポートステーション利用者満足度調査報告書」による。

■ 2年度重点目標

- 「サポステ・プラス」事業の推進体制を構築する。新たに開始する40歳代無業者への相談支援では、若年無業者とは異なる対応が必要とされている。また、支援のために新たな機関等との連携も求められており、環境整備も含めたシステムや仕組みづくりを推進する。
- 共通指標によるアセスメントに基づき支援プランを作成し、個別性に配慮しながらも、一定標準化された支援を行い、支援の均質化と進捗管理を徹底する。

■ 2年度事業内容

1 相談支援事業

(1) 個別面談

若者や保護者の個別相談を実施する。

(2) 専門相談

臨床心理士やキャリアコンサルタントの専門的な見地からのアセスメントや個別相談を実施する。

(3) 訪問支援

ひきこもりがちな若者や遠隔地に住む若者を訪問し、自立に向けた支援を行う。

(4) 若者進路相談会

ハローワーク高知、ハローワーク香美出張所およびオーテピア高知図書館を会場として定期的に出張相談会を開催し、広く若者や保護者の進路に関する相談に乗り、必要があれば若者サポートステーションへ誘導する。また、県や市町村の関係機関と連携し、随時の出張相談会も開催する。

新 (5) 40歳代無業者への支援

就職氷河期対策およびひきこもり対策への支援の一部として、40歳代無業者の現状把握、そのための福祉系機関へのアウトリーチ、ならびに40歳代無業者支援の方法を模索・創出する。

2 セミナー事業

- 担当と利用者で目標設定をし、利用者に必要なスキルの習得を目指す。
- 自身の興味関心や職業適性などを考える「将来の方向を考えようセミナー」のほか、ビジネスセミナーやコミュニケーションセミナーを開催し、就労に向けた具体的なトレーニングを行う。
- 季節に応じた課外活動を通して体力づくりやコミュニケーション能力の向上を図る。

3 就労支援（国・県受託事業）

令和2年度は、地域若者サポートステーション事業（国受託事業）の就職決定者の目標である「就職等件数」108人以上、若者（15歳～39歳）達成率60%以上、40歳代達成率35%以上が求められている。また、こうち若者サポートステーション管理運営事業（県受託事業）については、元年度と同等の目標が示されると想定される。

元年度の状況から考えると、国県ともに目標達成を目指さなければならない。現在の支援方法をさらにブラッシュアップし、利用者一人一人に即し効率的な支援を行う。

4 修学支援（県受託事業）

将来的な職業選択の幅を広げるために、高等学校卒業程度認定資格取得や高校進学を支援する。

また、令和元年度に変更された、「学校連携就職支援事業」の「生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業」への統合については、令和2年度も同じ形で実施される。

(1) 生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業

未就学・未就労であることから、生活困窮に陥ることが予測される若者に対し、学習支援を行い、進学を支援する。また、はばたけネットにより若者サポートステーションに繋がった中学校卒業・高等学校中退の若者に対し、進学や高等学校卒業程度認定試験合格に向けた学習支援を行う。

(2) 学びを通じたステップアップ支援促進事業

就職やキャリアアップにおいて不利な立場にある高等学校中退等を経験した利用者を対象に、学習相談・学習支援を行う。

5 定着・ステップアッププログラム（国受託事業）

若者サポートステーションの支援を受けて就職した者に、就労後の職場定着のためのフォロー等を実施するほか、より安定した就職機会にキャリアアップできるよう、ステップアップに向けた支援を実施する。

6 職場体験プログラム（国受託事業）

若者サポートステーション利用者の個々のニーズに即した職場体験プログラム及び体験先企業等への就職支援を実施することで、職業観や勤労意識を身に付け、ミスマッチを起こさない就労に向けた取組を行う。

障害者スポーツセンター

障害者スポーツセンター管理運営事業

指定管理事業

障害者スポーツセンター指定管理事業(予算書:P66)

予算額 61,372千円 (前年度 57,978千円)

(障害者スポーツセンター管理運営事業

予算額 54,511千円 (前年度 51,048千円))

■事業趣旨

障害者スポーツを通じ、障害当事者の健康づくりや、仲間づくり、社会参加を進めることによりQOLの向上を図るとともに、広く県民に障害及び障害者スポーツへの理解を促進し、ノーマライゼーションの理念の浸透を進める。

また、総合型地域スポーツクラブへの支援を通じた地域の拠点づくりやまちづくりなど、障害者スポーツを通じて地域福祉を推進する。

【指定管理期間：平成28年4月～令和3年3月】

■元年度事業実績（評価）

大きな事故やトラブルなく安全な管理運営ができている。新規利用者や登録者は横ばいの状況である。

■2年度重点目標

障害者スポーツセンター設置後20年以上が経過しており、老朽化に伴う建築物等の修繕や備品等の計画的な入れ替えを行う必要がある。

今期の指定管理期間の最終年度を迎えるこれまでの経験と実績を生かし、引き続き障害者スポーツの拠点としての機能の充実と環境整備に努める。

- 1 建物・設備の老朽化に対応するため、計画的な修繕・更新等を実施する。
- 2 県民が利用しやすい環境整備や空間づくりに取り組む。
- 3 災害時の避難所としての機能、役割を県主管課と協議していく。

■2年度事業内容

1 管理業務内容

- (1) 建物、設備等の管理
- (2) 許可施設の貸室管理

体育館、テニスコート、アーチェリー場、屋外プール、グラウンド、プレイルーム、卓球室、盲人卓球室、研修室

2 その他

- (1) 広報誌「高知県立障害者スポーツセンターだより」の発行（年4回）
- (2) ホームページの管理運営

障害者スポーツ教室・大会等開催事業	指定管理事業
障害者スポーツセンター指定管理事業(予算書:P66) (スポーツ教室・大会等開催事業)	予算額 61,372千円 (前年度 57,978千円)
	予算額 6,861千円 (前年度 6,930千円))

■事業趣旨

障害者スポーツの普及を通じ、広く県民に障害及び障害者スポーツへの理解を促進するとともに、障害のある方々の健康づくりや仲間づくり、社会参加をすすめることによりQOLの向上を図る。

■元年度事業実績（評価）

高知県障害者スポーツ大会については、1,477名の参加があり、各競技団体との協力体制で、円滑な大会運営を行うことができた。

その他、各種教室や大会などにおいては、障がい者スポーツ指導者等の人材が数多く参画した事業運営を行うことができた。

■2年度重点目標

高知県障害者スポーツ大会の全市町村参加を目指す取組として、不参加町村（令和元年度は5町村）への聞き取り調査を踏まえ、現状と課題を把握しながら、全県的な障害者スポーツの振興につなげていく。

■2年度事業内容

1 高知県全域を視野に入れた障害者スポーツの普及・振興

（1）第22回高知県障害者スポーツ大会〔令和2年5月31日ほか〕

全国大会の予選会として、個人競技8競技と県域のスポーツ振興を目的に団体3競技を実施。

約1,500名の参加を見込んでいる。

（2）障害者スポーツ出前教室

障害者スポーツの普及が低迷している県東部地域を中心に出前教室を開催し、スポーツ活動の機会を提供する。（行政と連携し5回程度実施）

2 スポーツ活動を通じた定期的な交流の促進・支援

（1）脳血管障害者教室（通年・月2回）

（2）視覚障害者教室（通年・月1回）

3 施設活動におけるスポーツ活動の定着化の支援

（1）障害者施設別スポーツ指導

将来的に各施設職員が施設内でスポーツ指導ができる体制を図っていく。

（通年・各施設 週1回～月1回程度）

4 初心者へのきっかけづくりを目的とした教室の実施

(1) 初心者入門教室（随時開催）

①水泳 ②バドミントン ③フットサル ④アーチェリー ⑤ウォーキング

5 スキルアップを目的とした教室の実施

(1) 卓球スキルアップ教室（通年・月1回）

(2) 中級卓球教室（通年・月2回）

6 体験を目的とした教室・イベントの実施

(1) アウトドア教室

①ヨット（年3回） ②カヌー（年4回）

7 日頃の活動の成果を発表する場の創設

(1) 卓球大会（年1回）

(2) バドミントン大会（年1回）

8 地域の方々との交流を目的とした事業の実施

(1) 秋祭り（年1回）

高知チャレンジドクラブと共に開催し、センターの周知と地域住民との交流を目的として開催する。

(2) 障害者スポーツセンター駅伝競走大会（年1回）

9 その他

(1) 救命講習会（年1回）

(2) 医事相談（年2回）

(3) 障害者スポーツセンター運営委員会

(4) 高知チャレンジドクラブ事業の受託（教室、大会、イベント等16事業の運営補助）

(5) 高知県障がい者スポーツ指導者協議会事務局運営の受託

障害者スポーツ推進事業

障害者スポーツ推進事業(予算書:P32)

予算額 20,196千円（前年度 16,983千円）

■事業趣旨

全国障害者スポーツ大会への参加を通じて県内外のさまざまな人々と交流し、豊かな人間形成を促進するとともに、広く県民に障害及び障害者スポーツへの理解を促進する。

■元年度事業実績（評価）

第19回全国障害者スポーツ大会へ高知県選手団（R1年10月10日～15日／茨城県）選手：36名、役員：26名派遣するが、台風接近のため開会式直前に大会中止となる。

■ 2年度重点目標

令和2年度も役員を含め、大会への参加メンバーが固定化する様ないように配慮し、より多くの人が全国大会で経験を積み、その経験を県内の障害者スポーツ振興に還元できるよう取り組んでいく。

併せて、国内競技団体（N F）登録者及び全スポーツ団体競技を中心とした競技力向上に新たに取り組んでいく。

■ 2年度事業内容

1 第20回全国障害者スポーツ大会派遣事業〔令和2年10月　日～　日／鹿児島県〕

選手選考、強化練習、選手団派遣等

新2 全国障害者スポーツ大会等に係る競技力強化

3 バレーボール（知的・精神）中四国予選会審判員視察

4 全国障害者スポーツ大会ボッチャ競技審判員養成講習会（東京）

パラ教育出前事業

パラ教育出前事業（予算書：P38）

予算額 1,085千円（前年度 1,207千円）

■ 事業趣旨

障害者スポーツ（パラリンピック）を通じて福祉教育を推進する。

■ 元年度事業実績（評価）

車いすバスケットボール。車いすラグビーの選手やパラリンピックで活躍した選手が県下9校（小学校5校、中学校3校、特別支援学校1校）に出向き、障害者スポーツを通した福祉教育を実施した。体験教室等での交流により、子どもたちの障害者及び障害者スポーツに対する理解力向上や、福祉に関する意識醸成に繋がっている。

■ 2年度事業内容

1 あすチャレ！School in KOCHI の開催

県内で活躍する車いすバスケットボールや車いすラグビーの選手を招聘し、学校（8校）に出向いて、障害者スポーツを通じた福祉教育を推進する。

2 ゆめチャレ！School in KOCHI の開催

パラリンピックで活躍した選手を招聘し、学校（2校）に出向いて、子どもたちに対して障害者スポーツを通じた福祉教育を推進する。

障がい者スポーツ指導員養成研修事業

障がい者スポーツ指導員養成研修事業(予算書:P38)

予算額 1,229千円 (前年度 1,999千円)

■事業趣旨

障害者スポーツの指導員を養成し、県内指導人材の充実を図る。

■元年度事業実績（評価）

中級障がい者スポーツ指導員養成講習会を高知県立障害者スポーツセンターを会場に実施し、8名が受講し資格取得する。また、1名を上級障がい者スポーツ指導員養成講習会（福岡）に派遣し資格取得。今後の高知県障害者スポーツの普及・振興の推進役になるものと期待している。

■2年度事業内容

1 初級障がい者スポーツ指導員養成講習会の開催（幡多地域）

養成人員 30名

講習時間 18時間以上 4日間

2 上級障がい者スポーツ指導員養成講習会への派遣

派遣人員 1名

派遣場所 東京都

障害者スポーツ普及啓発事業

障害者スポーツ普及啓発事業(予算書:P14)

予算額 2,570千円 (前年度 2,840千円)

■事業趣旨

広く県民が障害及び障害者スポーツへの理解を深めるとともに、障害の有無に関わらず身近な地域でスポーツ活動ができる環境醸成とノーマライゼーションの理念の浸透、当事者を含む人材育成を図る。

■元年度事業実績（評価）

「幡多地区陸上競技大会」「東部地区ボッチャ競技大会」「東部・西部地区フライングディスク記録会」等の開催を通じて、高知県の障害者スポーツ振興のうえで大きな課題である県内の東部・西部地域の障害者スポーツの普及・振興ができた。

また、地域における障害者スポーツコーディネーターの役割等調査事業により、地域における障害者スポーツ活動の阻害要因や指導人材の活動の在り方等について検討することができた。

■2年度重点目標

「幡多地区陸上競技大会」「東部地区ボッチャ競技大会」「東部・西部地区フライングディスク記録会」「東部地域アウトドア事業」の開催を通じて、県内の東部・西部地域の障害者スポーツの振興を促進していく。

また、病院デイケア等と連携した「精神障害者スポーツ大会」の開催を通じて、精神障害者の社会参加の機会の拡充に繋げる。

更には、障害者スポーツ活動実態調査事業により、地域における障害者スポーツコーディネーターの役割についての検証を行う。

■ 2年度事業内容

1 各種教室・大会の開催

- (1) 精神障害者スポーツ大会の開催（年4回）
- (2) 幡多地区陸上競技大会の開催（年1回）
- (3) 東部地区ボッチャ競技大会の開催（年1回）
- (4) 東部・西部地区フライングディスク記録会の開催（年2回）
- 新** (5) 東部地域アウトドア事業の開催

2 種まく大人たち勉強会

障害のある方々自身の向上を図るとともに、障害者スポーツ体験教室の提供内容を検討する。

また、勉強会メンバーが学校等に出向き講師となっており、さらなる人材の育成に取り組むことにより、地域福祉の推進につなげていく。

3 障害者スポーツを通じた福祉教育の推進

- (1) 障害者スポーツ体験教室（随時開催）

福祉教育の一環として学校現場からのニーズが高い障害者スポーツの体験教室に障害当事者が講師として出向き、子どもたちとの交流活動を実施する。また講師を中心とした勉強会を実施し、フィードバックを行いながら福祉教育のあり方等について検証していく。

4 その他の普及啓発事業

- (1) 障害者スポーツ広報事業

障害者スポーツに関する書籍を購入し県内小中校へ配布する。

- (2) 高知県障がい者スポーツ指導者協議会連携調査事業

地域に出向き、障がい者スポーツ指導員の活動に対するニーズ等の調査を通じて、地域における指導人材の活動の可能性等について検討する。

太陽号等運行事業

太陽号等運行事業(予算書:P11)

予算額 1,273千円（前年度 1,397千円）

■事業趣旨

車イスで乗れるバス「太陽号」を運行することにより、障害のある方々や高齢者が安全で気軽に社会参加できるよう支援する。

運営適正化委員会事務局

運営適正化委員会事業

運営適正化委員会事業(予算書:P26)

予算額 8,892千円 (前年度 8,421千円)

■事業趣旨

「運営監視部会」、「苦情解決部会」の2つの部会を設置し、日常生活自立支援事業の適正な運営を確保するとともに、福祉サービスに関する利用者等からの苦情を適切に解決する。

「運営監視部会」では、日常生活自立支援事業の実施状況について県社協から定期的に報告を受けるとともに、現地調査を実施するなど、事業の適正な運営に資する。

「苦情解決部会」では、委員会に申し出のあった苦情や相談の適切な解決を図るとともに、施設・事業所に対して巡回訪問や苦情解決セミナー、第三者委員研修を実施するなど、施設・事業所における適切な苦情対応の取組を推進する。

■元年度事業実績（評価）

施設・事業所等を対象とした「福祉サービス苦情解決セミナー」の開催をはじめ、施設等の巡回訪問、第三者委員のブロック別研修等を実施し、苦情の本質の理解や申し出に対する適切な対応と解決が図られるよう啓発に努めた。

日常生活自立支援事業において、8市町村社協への現地調査を実施し、適正な運営の確認や課題の把握に努め、指導・助言を行った。

高知市福祉関係各課及び国民健康保険団体連合会との連絡会を開催し、相互の事業理解や苦情解決における連携を深めた。

■2年度重点目標

- 1 苦情解決セミナーや第三者委員ブロック別研修会の開催などを通じて、利用者等からの苦情の受付とその解決が利用者本位に提供されるよう啓発に努める。
特に、市町村社協での苦情解決体制の構築が低迷していることから、県社協地域・生活支援課と連携し、苦情解決体制整備の促進に努める。
- 2 苦情解決の広報ポスター、チラシを各施設・事業所へ配布し、事業活動の更なる啓発に努める。
- 3 施設・事業所での苦情解決に向けた相談体制や対応を確認、把握するためのアンケート調査では、高知県や高知市からの協力を得て、回答率の向上に取り組む。
- 4 日常生活自立支援事業が県市町村社協で適切に実施されるよう、県社協からの定期的な事業報告を受けるとともに、市町村社協への調査を行う。
また、元年度の調査により指摘した事項について、市町村社協から改善状況等の報告を受ける。

■ 2年度事業内容

1 苦情解決機能充実のための取組や適切な苦情解決の推進

(1) 福祉サービス苦情解決セミナーの開催（年1回）

講演のほか、施設・事業所の苦情受付や解決体制についての身近な事例発表を通じて理解を深める。

(2) 第三者委員活動の活性化と組織化のための研修会の開催（年2回）

(3) 施設・事業所へのアンケート調査及び巡回訪問の実施（6ヶ所程度）

(4) 関係機関との連絡会議の開催（年1回）

2 利用者等への苦情解決事業の広報

(1) 行政及び市町村社協の広報誌で周知する。

(2) 研修、イベント等でポスター及びチラシを配布する。

(3) 民生委員・児童委員の定例会等へ出席し、事業活動を説明し、啓発を行う。

3 日常生活自立支援事業の適正な運営の確保

(1) 市町村社協及び県社協における事業実施状況の把握と助言等指導（年4回）

(2) 現地調査の実施（8か所程度）